

やむを得ない場合であつて政令で定める要件に該当する場合を除き、輸出してはならないことといたしております。

第五に、特殊鳥類は、輸出国の輸出許可書または適法捕獲証明書を添付したものでなければ、原則として輸入してはならないことといたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。樹立に於ける御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(加藤シツエ君) 以上で説明の聽取は終りました。

本法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤シツエ君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○伊部真君(加藤シツエ君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○伊部真君(加藤シツエ君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○伊部真君(加藤シツエ君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○伊部真君(加藤シツエ君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

そこで、琵琶湖につきましては、まず環境基準の設定というものを急ぎたいという考え方でおりま

して、昨年度の末でございますけれども、この環境基準の設定をいたしたわけでございます。もちろん環境基準の設定の前提といたしまして、環境庁と滋賀県と共同いたしまして、琵琶湖の水質の調査をいたしております。

その状況につきまして概略申し上げますと、北湖、北のほうでござりますけれども、北湖につきましてはCODが大体一PPM以下の状況でございまして、私どもは、北湖につきましては、この良好な状況をこのまま維持いたしたいというふうに考えて、環境基準の類型指定もAAという、湖につきましての最高の類型の指定をいたしました。それから南湖につきましては、これはやはりよござれおりまして、CODも大体一・五PPM程度といたふうになつております。これは現状といたしましては、環境基準はAという範疇に入るわけでございます。私どもは、このAよりも悪くしな

いという意味合いから、暫定的にはAを維持しろというふうになつておりますけれども、正式には、今後AAの類型指定の湖にするようについてござります。私どもは、このAよりも悪くしな

いという意味合いから、暫定的にはAを維持しろというふうになつておりますけれども、正式には、今後AAの類型指定の湖にするようについてござります。私は、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたしております。これは、将来そういうふうにいたおります。

問題は、水質につきましては、ほぼ琵琶湖全体につきましては、現在直ちにAAであるか、また将来AAになし得るという目標を持つておりますけれども、富栄養化の点につきましてはやはり問題があるわけございまして、四十七年度予算に

おきましては、琵琶湖も対象にいたしまして富栄養化のメカニズムの調査というものをおいたしたい

というふうに考えております。なお、この点につきましても、北湖のほうはまだ富栄養化のよう

状態にまで至つておりませんけれども、南湖につきましては、リン、窒素の含有量から見まして、

すでに富栄養化の段階にもうほとんど入ってきた

というような状態だと私ども理解をいたしております。

○伊部真君(加藤シツエ君) これは、密度流とか内部静脈という

あるかどうか、ますお聞きをしたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖につきましては、お話をとおり、現状としまして富栄養化のおそれがある湖だというふうに私どもは考えておるわけ

でございます。

そこで、琵琶湖につきましては、まず環境基準

密な調査を続行といいますか、四十七年度に調査をいたしますほか、環境基準の維持達成のために諸般の事業、たとえば流域下水道の整備、排出規制の強化等の監視、促進は続けてまいりたい、か

ように考えております。

○伊部真君(加藤シツエ君) いま北湖と南湖とのお話をありますけれども、南湖の汚染状態と北湖の汚染状態とどちらも、北湖に比べかなりひどいということを言わされたわけですが、私もそのとおりだと思うのですが、南

湖の水と北湖の水とが循環をするということが言われておるわけです。これは私が滋賀大の教授の話を聞いたときでも、やはり風の関係とか、あ

るいは全体的な条件が、いわゆる夏冬とか気候の変わり目だとかいうことで循環をするというふう

なことから考えても、汚染状態が広がるのではないかということを心配するようですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(岡安誠君) 循環をするか、しないか

というのはなかなかむずかしい問題で、もちろん、北湖と南湖の間には相当狭い地域がござりますから、普通の湖のような循環はないと思いませんが、それでも、つながっておるところでございま

ども、しかし、つながっておるところでございま

る、北湖のほうから南湖のほうへ大部分の水は移動をするというふうに見なければならない。そ

の結果、南湖のほうが非常にごされていて、それが、北湖のほうへ大部分の水は

明らかに北湖と南湖とは水質の状態が違うよう

ございます。私どもいたしましては、やはりこ

れは、北湖のほうから南湖のほうへ大部分の水は

移動をするというふうに見なければならない。そ

の結果、南湖のほうが非常にごされていて、それが、北湖のほうへ大部分の水は

明らかに北湖と南湖とは水質の状態が違うよう

ございます。私どもいたしましては、やはりこ

れは、北湖のほうから南湖のほうへ大部分の水は

明らかに北湖と南湖とは水質の状態が違うよう

ございます。私どもいたしましては、やはりこ

臭気が発生をして、そしてそれが追跡ができるないということになりますと、これはたいへん多くの人たちに影響することですから、ぜひこの悪臭の原因についてひとつ研究を頼みたいと、こう思っています。

ながなが、赤潮の原因も必ずしも現状で明らかでないということもござりますので、この琵琶湖につきましての藻類の異常発生等の原因等につきましても、現在必ずしも明らかでない点がござります。先ほどちよつと申し上げましたように、私ども原因の一つとして考えられますのは、やはり富栄養化が進行中であるということであろうと思ひますし、その指標の一つとしましての窒素とかリンの状況を調べまして、たとえば北湖につきましては、窒素は平均では大体〇・一四PPM、リンにつきましては〇・〇〇六PPMということで、北湖は、いわゆる富栄養化と言われておる窒素、リンの指標から見まして、まだ厚く富栄養化の状態にはなっていないと思ひますが、南湖につきましては、窒素が平均で〇・三五PPM、リンにつきまして〇・〇一八PPMということで、大体湖の富栄養化の場合には、窒素は、〇・三PPM以上になるとどうも

○伊部真君 これはやはり最終的な結論というのはいま言われたようになるだろうと思いますけれども、しかし、その大きな原因というのは、一般的に言われることはやはり家庭下水、洗剤なんかの流入とか、あるいは屎尿の処理が不十分であるというようなことが言われているわけですね。当然、流域下水道の整備というものを早急にやらないと、これの原因を除くことができない。

ただ、一番私現地に行って気になりましたことは、滋賀県もし尿処理が非常におくれているということですね。聞きますと、大津の住民のうち二万人の処理については処理施設があるけれども、それ以外はほとんど、いわゆる何らかの形で琵琶湖へのたれ流しになっている。処理施設がなくして、処理したということにはかつこうはなっていけるけれども、ほとんどは野ざらしで、ため池やそつちのほうでやっている。雨が降れば、あるい

琵琶湖周辺の下水道につきましては、お話をのとおり現在は大津市にあるだけではございまして、その処理人口も三万六千人程度でございます。やはり汚濁に占める家庭下水のウエートが二〇%程度ということでござりますので、早急に流域下水道を整備しなければならないというふうに考えておりまして、すでに流域下水道の第一期工事につきましては、四十六年度に着工いたしております。これは湖南の中部、彦根、長浜、湖西及び高島の四地区を中心とした流域下水道計画でございまして、大体五十年度には二十万人処理というような計画で着工しているわけでございます。

し尿につきましては、ちょっといま資料ございませんが、大部分はやはり屎を集めまして処理をいたしておると思いますけれども、私のほうのし尿の計画につきましても、先般、昭和五十年までは全国の九五%までは衛生的な処理をする、

○伊部真君 ただ、私はしろうとでよくわからんだけれども、いま言われた処理施設が、いま三万そこそことだ。それ以外は野ざらしになつておる、池にはうり込んでおるというようなことがいわれば、それがどうか、技術的な方法が確定しませんと、その問題は解決できないという現状でござります。

それ以外につきましては、直接し尿等が水質に及ぼす影響というものは、おそらく滋賀県におきましては、琵琶湖を考えて、そう非衛生的な処理をしているとは実は考えてないわけでございまして、私どもとしましては、もちろんほかの地域よりもより進度を早めまして、し尿の処理施設の整備をしてもらうように、これは厚生省、滋賀県とも相談をして計画はさせてまいりたいと考えております。

す。これは聞きますと、植物性のプランクトン、動物性のプランクトン、それが、いわゆる動物性のプランクトンが植物性のものを食べていくというような形で、ある程度のプランクトンはいいようあります、が、先ほどあげましたような富栄養化というふうな現象になりますと、これは動物性のプランクトンがむしろ窒息をするというようなことで、したがってプランクトンの死滅、あるいはそれが原因になって小魚あるいは魚の生息状態にまで非常に大きな影響を与えるというふうに言われているわけです。このプランクトンの異常発生の原因と、それに対する何か対策でもありまし
たら聞かかしていただきたい。

らわれておりますし、諏訪湖につきましてはさらにもっとひどい状態にあるということから、琵琶湖につきましても富栄養化対策というものをこの際強力に推進しなければ、いろいろなくさい水害を含めまして水質汚濁がさらに進行する状態になるのではあるまいかというふうに、実は考えております。そこで、先ほど申し上げましたように、四十七年度におきましては、諏訪湖、霞ヶ浦、琵琶湖につきましては、富栄養湖の実態を明らかにするための調査費用をお願いしておりますし、このメカニズムを明らかにし、その対策にまで及ぼしたいというふうに実は考えておるのでございま

態になつてゐるのじやないかと、いうふうに思ふわ
けですが、その点はどうですか。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖の汚染の原因でござ
いますが、私ども大体のC.O.D.の汚濁負荷量か
ら推定いたしますと、琵琶湖の汚濁の原因となり
ますウエートは、工場排水が大体七六%、それか
ら家庭下水が二〇%、その他が四%というふうに
実は推定をいたしております。

そこで、工場排水につきましては、上乗せの排
水規制を滋賀県でつくつていただきまして、厳重
な排水規制をするということを考えております
し、家庭下水につきましては、お話をとおり下水
道の整備をしなければならないと実は考えており

山へ捨てるというふうな問題とは違つて、直ちに琵琶湖の水の汚濁に影響するわけですね。したがつて、これは琵琶湖の、あるいは淀川の水を汚濁をしないという意味で、やはり別にし尿処理については計画を持つべきではないかというように思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖周辺のし尿処理でございますけれども、し尿の処理の影響が琵琶湖の水質に影響を及ぼすとするならば、これは、考えられますのは処理の過程におきまして廃水が出ます。その廃水中に、窒素とかリンとかいうものがさらに入っているという問題があるかと思ひますけれども、これにつきましては窒素、リン

富栄養化の状態と言わざるを得ないし、リンについても、〇・〇一五 P.M.をこえた場合には富栄養化の状態と、こういうふうに言わざるを得ないと思しますので、南湖は富栄養化といいますか、そういう状態すでに入っているというふうに考へるわけでございます。

そういうような状態になりますと、すでに霞ヶ浦等にござつて、いろいろな変遷が見えて、

は時期が来れば何かの機会に琵琶湖へ流れていいく。これは私はやはり滋賀県の問題というのじやなしに、大阪、神戸、京都、全部の住民に対するたいへんな問題だと思うので、し尿処理とこの流域下水道の問題は、これは早急にやつていかなければいかぬのじやないか。そうでないと、琵琶湖は富栄養化の問題で死ぬと同時に、非常に下流の大河へ流れ、これがまたまた琵琶湖へ運ばれてくる。

これは海へ捨てるとか山の中に捨てるとかいうことをやめまして、全部処理施設によつて処理をするという計画をすでに厚生省で立てております。これも五十年度までには完全な処理ができるとうふうに私どもは考えております。

○伊部真君 いまのし尿処理の問題については、一般的にはどうかもわかりませんが、琵琶湖、いづらの湖、筑後川、いよ川、いわゆる三河一帯

ておるので、問題は、処理をしているのはそういうことで納得ができるのですけれども、どうも二万、三万以外のやつは、池の中にためておいて、いまのところは川か何か、自然な状態でまさすといふふうなことになつておるようですが、これはやつぱり回答をしてもらわなければいかんと思います。その問題についてはどうするのか。そうでないと、やはり、しろうと考へてあります。が、池のほうにほうり込まれて、ためられて、それが雨が降つたときに流れてきたのは琵琶湖の水がよどれるじやないかということになりますから。これはどうですか。

○政府委員(岡安誠君) ちょっと、し尿の処理の現状につきましては資料がございませんので、またいづれ調べましてお答え申し上げたいと思っておりますが、先ほどちよつと申し上げました、大津市で三万六千人分の処理しかしていないと申しましたのは下水道ございまして、一般の家庭下水の処理の状況につきましては、現在大津市におきまして三万六千人分程度の下水処理施設しかないと申しあげたわけでございます。

し尿につきましてはお話を非常にたれ流しをしておるとは実は考えられないわけでございまして、おそらくは、あの琵琶湖の周辺におきましては、市町村によりまして収集され、処理をされておる。その收集されたものが、現在、すべてが陸上処分をされておらないで一部は海その他に捨てられているかもせんけれども、湖に捨てられているということは考えられないでござります。

○伊部真君 私が現地で聞いたのでは、それは責任者から聞いたわけではありませんが、二万人の処理しかなくて、あとは結局ほつたらかしにしてあるというふうなことを言つておるので、この点はぜひひとつ確かめていただき、そして下流の者としては気になることですから、ぜひ明らかにしていただきたい。

それから先ほど工場排水の問題が出ましたけれども、そこで琵琶湖の汚染の七〇%をこえるもの

が工場排水に基づくと言いますが、それが原因でどれだけ琵琶湖がよごれているのかということをやはり確かめれば、今後の対策というものに大きな指針にならうかと思うのです。そこで、工場排水の状態を一番よく把握できるのは、やはり湖底、いわゆる底質の検査というものではなかろうかと思います。これは地域ごとに、滋賀大なんかではなく、かなり調査が進んでおるようありますけれども、環境庁としては、その問題についてどのように把握しておられますか。

○政府委員(岡安誠君) 琵琶湖の底質につきましては、お話をとおり滋賀大学ですか、滋賀県等におきましてやつた例を聞いておりますけれども、その調査の内容が、P.H.、C.O.D.等の調査の内容と伺っております。ただ私どもは、C.O.D.とかそういうようなものにつきまして、底質を対象とした場合どういう方法がいいのかというの、必ずしも美は確立をされておらないわけございまして、私は從来、底質等の調査につきましては、重金属性類を中心とした調査をいたしております。

そこで琵琶湖の底質でござりますけれども、実は方法が確立しておらないことから、調査はいたしておりません。

そこまで私は、市町村によりまして収集され、処理をされ、その收集されたものが、現在、すべてが陸上処分をされておらないで一部は海その他に捨てられているかもせんけれども、湖に捨てられているということは考えられないでござります。

そこで琵琶湖の底質でござりますけれども、実は重金属性類につきましても、現在まだ私どもといつしましては調査をしておらないのが現状でございまして、今後さらに底質の状況等につきましては調査を進めてみたいというふうに考えておる次第でござります。

○伊部真君 これは北湖、南湖、私は資料をきょう持つてきていますけれども、十数カ所を底質検査をして、そうしてその結果、鉛とかあるいは銅とか亜鉛とか、あるいは一部のところではカドミウムが出ているというふうに聞いておるわけです。で、その底質を見ると、この近くに工場があって、それが原因でこういうものが出ているということが明らかになつてくると思うのです。したがつて、底質検査というの

が工場排水に基づくと言いますが、それが原因でこれから底質に蓄積されたものがさらに周囲の水等に再汚染といいますか第二次汚染、どういうようになります。これは地域ごとに、滋賀大なんかではなく、かなり調査が進んでおるようありますけれども、環境庁としては、その問題についてどのように把握しておられますか。

○政府委員(岡安誠君) おっしゃるとおり、現在水質汚濁法によりまして、水質のいろいろ調査その他をやつておりますし、また水質の規制をやっております。ただ、非分解性の物質とか非常に蓄積性の物質等につきましては、微量に水質に含まれております。ただし、この問題につけておりましても、それが底質その他にたまつてくるというふうなことでござりますので、私どもやはり底質を問題としまして、底質の対策といふふうに言われる人と、琵琶湖の研究所の人たちは、五年ではかわらぬ、これは十年ぐらいかかるのだ、というの、水というのはそんなきれいに新しいものと古いものが押し出されていくわけじやなし

どろの表面層の十センチ以内のことと、それから十センチ以上四十センチ以内のことと、それは、先ほど話があつたような含まれている内容というのが、かなり違つてあります。たとえば十センチ以上四十センチ以内、これは大体七百年前であるという、その場合には非常にきれいですね。百年といわれる十センチ以内のところは、銅とか亜鉛などでよござれていたり、それもさういうことだそうです。私ら、しろうとでもそういうことじやなかろうかと思うのですが。そうすると、結局この最近百年、五十年の間に琵琶湖の湖底はよござれた、その原因といふのは明らかに工場排水によるものだ。あるいは土蔵の廃山によるカドミウム、これもかなり論議はあるようです。土蔵の問題については、かなり道のりが遠いのでどうかといふことはあるようありますけれども、しかし、いざな場合どういう方法がいいのかというの、必ずしも美は確立をされておらないわけございまして、それ以外のものにつきましては、まだ実験をしておるとは実は考えられないわけです。

そこで琵琶湖の底質でござりますけれども、実は重金属性類につきましても、現在まだ私どもといつしましては調査をしておらないのが現状でございまして、今後さらに底質の状況等につきましては調査を進めてみたいといふふうに思いますが、どうですか。

○伊部真君 これから質問することは、これは後ほど大臣が来られてから大臣の御見解も聞きたいと思うのであります。が、湖底が汚濁をされていくということ、これは先ほど言われたように、琵琶湖のこのような場合は特に蓄積をされるわけです。したがつて、どこかに流出していく状態ではあります。

○伊部真君 ここで、琵琶湖の全体の水は二百七十五億トンといわれておるわけありますけれども、毎年五十億トンぐらいいがわかる。しかし、この問題についていろいろ通説がある。そうでござりますけれども、五年ぐらいで入れかわるのではないかといふふうに言われる人と、琵琶湖の研究所の人たちは、五年ではかわらぬ、これは十年ぐらいかかるのだ、というの、水というのはそんなきれいに新しい

に、循環をして、まさり合いながらかわるわけですから、したがって十年ぐらいは残るというふうなことを言われているわけです。しかも、どろは一たんよごされたら永久にかわらぬというのですね。そうしますと、いまのようには P.C.B のような蓄積性のものが琵琶湖に入りますと、魚が汚染されただけではなしに、どろが汚濁されて永久にこの琵琶湖の水は死んでしまう。しかも、これは二度と取り返しのつかない。もう一ぺんきれいにしようと思つても、どうにもならぬような状態になるというふうに思えるわけです。

がなくなつてストレートに入るというようなことになつて、そういうことが結局、汚染の一つの原因でもあると思うわけですね。

そうしますと、これから開発については、やはり水を守るという意味ではその工事との関係をよくにらみ合わせなきやいかぬと思いますが、その点は環境庁から見て、あの開発案の中の湖岸の工事というものに対してもどう考えられるか。

○政府委員(小澤太郎君) まず第一点でございまが、環境庁は濃度規制だけで事足りるとは考えておりません。いすれば総量規制という問題を取り上げなければならない。これはもう当然のことです。ただ、ただいままでの段階でそこまで到達しておりませんが、これはさらに進めてまいりますと環境容量の問題になるわけであります。

このことは、現在中央公害対策審議会に私どものほうから諮問をいたしておりまして、この環境容量、これを基準に、将来はどのようにこの日本列島全体を規制していくかとの構想でもつて進めておるわけでございます。こういうようなことをずっと進めてまいりますと、現在の濃度規制だけではなくて、いわゆる容量規制、総量規制ということがその中から割り出してこられる。これを、いかにしてそういう方式を割り出すことができるかどうかということを、せっかくいま努力しておるわけでございますが、それに到達するまでの間にときましても、いわゆる濃度規制といふ目標をもつて進めておるという段階でございます。大臣からもそういうお話をあつたと思いますが、そのように進めているわけでございます。

それから、それと関連いたしまして琵琶湖周辺の環境の整備の問題でございます。これは総合開発計画にあたりましては、あの法案ができまして、総合開発計画を具体的に進めます場合には、当然環境庁とも協議があり、これに開与いたすわ

くということの成果があるようにやりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○伊部真君 いま大臣が来られましたから、私も簡単にいまの議論について説明をして、そしてお

答えをいただきたいと思いますが、それは琵琶湖の場合は、水の入れかわりというのが非常に長期になるわけですね。ある先生は五年と言い、ある先生は十年というふうに言われておるわけです。しかも、湖底がよごされた場合は、これは永久的に変わらぬというふうにいわれておるわけです。

そうなりますと、琵琶湖の汚染というのは、ほかの河川の汚染と違つて細心の注意を払わないと、一たんよごされたものは永久に取り返しがつかぬことがありますし、かつまた一千万の人口がそれを飲み水にしておるわけでありますからして、非常に神経を扱わなければならないと思うわけです。

そういう意味で考えますと、いまのような琵琶湖の、まずし尿処理、下水の状態、これを地方自治体の市で私が聞いたのでは、し尿処理でも、大津の二万人分の処理はできても、ほかは池のほうに、琵琶湖じやありませんけれども、どこかにためてあるといふ程度で、污水、し尿処理が非常に不完全だというふうにも聞いておりますし、工場排水にしても、下水の問題が完備していないためにどうも不十分だというふうにいわれます。ただ、いまでは量の問題をはかるというところにまだ方向は進んでおりませんし、またそのような十分な量を規制し得るあるいははかり得るような、設備と申しますか、そういうものの開発が多少おくれておる段階でございます。したがいまして、いま申しましたように、殘念ながらまだ一応のPPM方式で、しかも全国一律の排出基準でありますので、それに、できるだけ各県におきましては上乗せをしてもらいまして、一応環境の整備をはかつておるわけでございますが、これだけでは不十分であります。おつしやるとおり、やはり総量を規制するようなところに持つていかなければなりません。

そういうふうな問題を考えると、いまのような濃度規制というものでいったのでは、琵琶湖の場合は特に問題があるし、早急にこれは、やはり総量規制ということでいまの規制方法について検討を加えるべきではないか。大臣も何か新聞から拝見しますと、いまのこのPPM方式というのには必ずしも十分じゃないというふうに言られておるわけでありますし、それは私もそう思いますが、この琵琶湖問題というのは、開発の前に、いま開発

法案がいろいろ問題になつておりますが、開発の前に緊急にやらなければいかぬことがたくさんあるのじやないか。そういう点について環境庁としての見解をいただきたい、こう考えておるわけであります。

○国務大臣(大石武一君) ただいまの伊部先生の御意見、私も同意であります。琵琶湖のような大

きな湖沼というものは、おそらく一度よごれましたら、もとに戻らないと思います。ほとんど戻らないと思うのです。幸いに琵琶湖は、必ずしもそれがわれも一応そう失望しなくてもいいわけでありますけれども、この上とも、絶対汚染しないようになりますと、いかにそれがわかれのつとめでございます。

それには、いろいろな規制をいたしておりますが、PPM方式だけではなくて、おつしやるとおが、PPM方式だけではなくて、おつしやるとおないうことになりますし、かつまた一千人の人口がそれを飲み水にしておるわけでありますからして、非常に神経を扱わなければならないと思うわけです。

そういう意味で考えますと、いまのような琵琶湖の、まずし尿処理、下水の状態、これを地方自治体の市で私が聞いたのでは、し尿処理でも、大津の二万人分の処理はできても、ほかは池のほうに、琵琶湖じやありませんけれども、どこかにためてあるといふ程度で、污水、し尿処理が非常に不完全だというふうにも聞いておりますし、工場排水にしても、下水の問題が完備していないためにどうも不十分だというふうにいわれます。ただ、いまでは量の問題をはかるというところにまだ方向は進んでおりませんし、またそのような十分な量を規制し得るあるいははかり得るような、設備と申しますか、そういうものの開発が多少おくれておる段階でございます。したがいまして、いま申しましたように、殘念ながらまだ一応のPPM方式で、しかも全国一律の排出基準でありますので、それに、できるだけ各県におきましては上乗せをしてもらいまして、一応環境の整備をはかつておるわけでございますが、これだけでは不十分であります。おつしやるとおり、やはり総量を規制するようなところに持つていかなければなりません。

それからし尿処理、これもいまはたれ流しの状態であります。幸いに昭和五十年までには、ほとんど全部日本全国は水洗式になりますので、し尿のたれ流しはなくなります。ただし、なくなりますけれども、その第三次処理と申しますか、さらくにその処理されました廃水の中には、いわゆるリンとか窒素のような、富栄養化を湖水に与える

ような物質が含まれております。これをなくすことが大事でございますが、その技術がまだ必ずしも、いわゆる第三次処理が完全にできておりませんので、今後早急にこれを開発して、そして琵琶湖に対しても、いろんなプランクトンや藻類を発生させるような富栄養化を、できるだけ避けなければならぬと考えておる次第でございます。

○伊部真君 だいぶ時間がもくなつてしましましたから前に進まさるを得ないのであります。そこで特にこのごる議論がありますのは、琵琶湖の水が汚染されたということが原因か、淀川の中流の汚染が原因か、どうもそこら辺がまだ不十分なようありますけれども、母乳の中にPCBが非常に汚染されているというようなことで、淀川沿岸の住民が非常に心配をしているわけですね。したがつて、これは結論的なものはまだ出ないかと思はれますけれども、そういうことを考えますと、あの草津の日本コンデンサを始めとする工場のPCBの汚染状態というのには、十分に配慮せなければ、しかもその処理についても考えなければいかぬではないか。そうでないと、下流の人たちはいつまでも心配をするというふうな状態が出てまいります。で、あの草津の問題は、日本コンデンサだけではなくしに、甲賀コンデンサ、あるいは東レの滋賀工場、中央合成、東洋カーボン、市金工業といふようなところがPCBを使つておる。こういうことで、かなり広範囲に湖の岸で使われておる。そこからPCBがかなり流入をしているというふうに見なければいかぬ。それで特にひどいのは、圧倒的に使用量が多いのは日本コンデンサで、五百十六トンというこのようであります。

そこで、あの周辺の汚染土壤、特にたんぼやら煙まで汚染されて、水を入れますと油が浮くといふふうな状態のようですね。排水路の近くのところは稻が黒くなっているというふうなことで、現地では百姓の人たちがそういう状態のときにたんぼへ入ると、皮膚がひりひりするというふうな状態のようです。で、どうもPCBが皮膚からも、あるいは体内に口からも、両方のことであ

配なのですが、こういう処理について、対策について、十分あるのかどうかということをひとと聞かしてもらいたいと思います。特に、一面ではたんぽや畑を干して、コンクリートで固めるとかいう話もあるそうですけれども、完全な方法というものがあるのかどうか。それからコンデンサだけではなくて、ほかの工場なんかにもそういう問題については配慮すべきだと思うのですが、そういうことについて指導しておるかどうか、お聞かせをいただきたい。

○説明員(鶴山吉彦君) コンデンサ等の、PCBを大量に使用しております工場につきましては、その周辺の排水経路、土壤を含めまして終点検を至急することにしております。

御指摘の、日本コンデンサの工場の外にございましため池でございますけれども、これのヘドロの処理方法につきましては、御指摘のようにセメントで固めるというような方法もいろいろ検討し

たわけでございますけれども、ヘドロには非常に有機物が多く含まれておりますために、セメントが凝結しないのではないかということが言われておりまして、現在滋賀県、草津市とも協力いたしまして、また専門家、学者などの意見も聞きつつ、カルシウムとかそういうものを使いまして、ヘドロを固化するような方法など、より効果的な処理の方法がないかというふうなことを検討しているところでございます。なお在来は、この沈でん池を通じまして、それで琵琶湖に至る排水経路というものがあつたわけですが、今までの排水経路といふものがあつたわけではございませんので、その点につきましては、工場排水をバイパスいたしまして、現在、ため池の水は外に流れ出ないような方法を講じております。

○伊部真君 そうすると、結局、いまのところは流れないようにはしておるけれども、たんぽ、畑の問題についてはそのままということですね。何ら手は打つてないとということですね、そのあと

処理は。そうすると、これはやっぱり雨が降ったり流れたりすることになると、それはどこかへ通じていますから、何ぼ流れないといつたつ

て、下水もあるし何もあるのだから、やっぱり處置としては、流れるということになりはしないですか。

○説明員(鶴山吉彦君) 汚染のひどいため池につきましては、そういう排水経路を分離するというような処置を講じておりますけれども、周辺のたんぽ、畑などにつきましては、現在排水の分離といふようなことはしておりません。その汚染の、特に汚染米の手当についてつきましては、県のほうとも連絡をとりまして、対策を進めておるところでございます。

○國務大臣(大石武一君) ちょっと、いまの答弁で少しもたもたしておるような感じをされたこ

とと思いますが、実際のことを申し上げますと、まだ土壤のPCBを正確に測定する技術が、いま

のところはつきりきまっておりません。そういう

ことで、しかし何とかして、污水や土壤の中のPCBをできるだけ実態が把握できるように、正確

にそのものの定量でなくとも、ある程度の傾向がわかるようないいことを願いまして、来月か再来月中には厚生省で、その測定の分析のしかた並

びにその分析の結果の分析のしかたをいま確立す

ることになつております。

これがきまりましたならば、その方法で全国的にいまPCBで汚染されているであろうと思わ

れることになっております。

○伊部真君 これがきまりましたならば、そのため池のようなのはつきりわかっているところは別

れることになつております。

これがきまりましたならば、その方法で全国的にいまPCBで汚染されているであろうと思わ

れることになつております。

○國務大臣(大石武一君) お話をとおり、いろいろな不都合なことがあります。まだ大阪府とし

ては検査にいっていなさいます。近く

いくということでおざいますから、われわれのほ

うでも十分に打ち合わせをいたしまして、妥当な

ドロの処理の方法、それから検査の方法につい

て、ひとつ見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) お話をとおり、いろいろな不都合なことがあります。まだ大阪府とし

ては検査にいっていなさいます。近く

いくということでおざいますから、われわれのほ

うでも十分に打ち合わせをいたしまして、妥当な

ドロの処理の方法、それから検査の方法につい

て、ひとつ見解をいただきたいと思います。

○伊部真君 これはこの間、府の関係官が住民を

集めまして、現状というものに対する説明をした

ことです。その説明というのは、いま私申し上げ

りっぱな調査をするように、それをわれわれから

指示してまいりたいと思います。

○伊部真君 これはこの間、府の関係官が住民を

集めまして、現状というものに対する説明をした

ことです。その説明というのは、いま私申し上げ

りっぱな調査をするように、それをわれわれから

</

ま置いておくということは、将来第二次の公害を及ぼすということになります。したがって早急に処理をしていただきたい。処理方法について、私は、企業の側もあればどう処理をしていいのかわからぬということで困つておるというふうなこと、ちらつと聞きましたけれども、やっぱり住民の気持ちから言えば、悪いというのがわかつておくというのは私は耐えられぬと思います。でも、それからもう一つ大事なことを落としていますから、そういう点について、ひとつ十分な処置をしていただくことをお願いをしておきます。

それが、P.C.B.の問題で一番私は気になりますことは、そういう問題を考えますと、松下の例を見て、結局、事前にそのことがチェックされ、検査されるような施設があつたら、これは変わったのではないか。事前チェックというものの、新製品なりあるいは他の化学製品に対して事前チェックのシステムというものができないものだらうか。

特に、私はこの間中小企業の人聞いたのですが、大企業は、まだ自分で検査をしたりそれを調べるという機能を持つことができるけれども、中小企業の人たちはそれが、ここに流れる水がどうなのか、自分が流している水がどうなのかという心配があつても、それを持つていて検査をしてもらいうところが、今までのところではない。それは自発的に向こうが、衛生試験所なりそういうところで自分の研究意思としてやる場合はあっても、中小企業が自分で持つていて、金を出してでもやつてもらえるところがないということが非常に問題なんです。これはただ化学問題だけなしに、工業試験所の場合でも、工業試験、性能試験の場合、どうも持つていても、ボイラーの場合の危険度でも、このボイラーはどの程度危険なのかということについて

い。これはたいへんな金のかかることだし、日本全国全般にそういうことをやることはたいへんな問題ではありますようけれども、やはりそういう問題についてもひとつ検討すべきではなかろうかと、こう思いますが、この点について、ひとつせひ見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) いまのお話のとおりだと思います。いま日本には、こういういろいろな検査をしたりいろいろな調査に応じたりする施設もろくにありませんし、また技術者もまだ実はございません。そういうところ、非常に申しわけない行政になつておるわけでございますけれども、これは早急に是正いたしまして、幸いに環境庁の国立公害研修所も今年度じゅうには完成いたします。もちろん、そのできる前にも研修をして、できるだけ必要な人を養成はいたしておりますけれども、とも、なおこのことに意を用いまして、できるだけの体制を早くつくるように努力いたしたいと考えております。

○政府委員(久良知重悟君) 化学工業局長がおませんので、かわりましていまの問題について若干お答えをさしていただきたいと思います。

現在のところ、化学製品の新しいものについての性質でございますとか、それから安全性の必要な検査というものは、企業で自主的にやる。その場合に、大学などの第三機関を使ってなるべく中立的にやるということにしておるわけござりますが、先生御指摘の問題は確かに重大な問題がござりますので、通産省いたしましては、今後問題となると思われる新規製品につきましては安全性確保のために事前にチェックをする、そのための制度等につきまして、法的規制も含めて早急に検討を進めておる最中でございます。

○鶴園哲夫君 私は志布志湾の工業開発の問題について伺いたいわけです。

これは御承知のように、閣議決定であります新全線に沿つて、いろいろなうわさがあつたのですけれども、またいろいろな話が現地でも起つて

おつたのですが、昨年の十二月の初めに県が突如としてと言つていいと思いますが、突如としまして石油産業を中心いたしました。へん巨大な工業基地開発の、計画試案といつてはいるんですが、計画みたいなものを發表いたしました。そこで、あの大隅半島を中心いたしまして、たいへんな反対運動になつてゐるわけなんですね。これが大きな反対運動になつておりますのは、今までに例のないような巨大な石油化工業が来るという、公害問題が一つ。それから、あそこの十七キロくらいにわたりまして、国定公園がぼくら埋まつてしまつて、なくなつちまうといふんですね。それと、從来までの旧全縦の結論からいって、過疎問題に對して役立つかどうかという点に対する非常な不安感といいますか、そういうものがありまして、たいへんな大きな反対運動になつております。

一月の二十何日でしたが、この大隅半島の二市十七町の首長並びに議長、そして県の先出の長、これに説明会を現地でやることで知事が出向いたわけですけれども、約四千名の反対をする人たちが集まりまして、海上には七百隻の漁船が海上デモをやる、陸上では百台の自動車がパレードをやるというふうに、大隅の肝属等、そして隣の宮崎の串間を含めまして――賛成の動きもあるのでありますけれども――そういう非常に激しい運動が起つております。詳しいことは申し上げませんですが、さくら今月の二十九、三十日に、九州各县から約千五百名から二千名の人たちが、公害問題から自然を守るうといふ人たちが志布志に集まりまして、大会を開き、講演会を開き、分科会を開いて、二日間、沿岸の七ヶ町村にわかつてやるということになつておるわけです。

そこで、この問題について長官に伺いたいのですが、その前に通産省、農林省に若干伺いたいと思うのです。これはこの間の三月十一日であります。この委員会で公明党の内田議員のほうからこの問題の論議が行なわれております。政

経済企画庁の答弁を見ておりますと、経済企画庁の総合開発局長は、四十六年度も引き続いて自然条件の調査をしておられるのだ、まだ十分とはいえないでの、四十七年度も引き続いて自然の基礎的な条件を調査するのだと御理解いただきたい、こういうような説明をしておるわけです。四十七年も、ここで答弁のように自然の基礎的な条件を引き続いて調査される、このとおりなのかどうか。このとおりだと思うんですけれども、どうかということをひとつ伺いたい。

○政府委員(岡部保君) 確かに内田先生の御質問に対してそのようにお答え申し上げまして、また事実、私どもの考え方をいたしまして、四十七年度も基礎的な調査をまだ続ける段階であるという考え方でございます。したがいまして、現実の予算措置をいたしましては、四十七年度の予算が確定いたしますれば、当方にて所管いたしております国土総合開発事業調整費という予算がござります。この予算の中から、これの調査に充てるということで、関係各省に移しがえをするという具体的な措置をとることになるかと存じます。

○鶴園哲夫君 四十六年度の国土総合開発事業調整費、これは約七十八億円、それぞれ運輸省、建設省、農林省、通産省というふうに配分してあります、四十七年の配分は、きまっておれば伺いたいのですけれども。

○政府委員(岡部保君) この調整費と申します予算の性格でございますが、これは当初の予算の編成におきましては、何と申しますか、つかみといふとどうも語弊がございますが、一括の金額でございます。したがいまして、事業部分と調査部分とございますが、合わせて四十七年度予算案には八十二億の予算を計上いたしております。

したがいまして、これを、本来の考え方でござりますと、たとえば事業にいたしますと、道路が非常に先行しておる。それに伴つてその周辺の農地

の改良事業というものがどうしてもそれにつり合つていかなければならぬというような場合に、そのアンバランスを、それぞれの各省がおきめになつた予算のアンバランスをその年度内に調整をするという意味で、私どものほうでその事業の性格を各省の御要求によつて拝見いたしまして、大蔵と相談してこれを各省に配分していくというような性格でございます。したがいまして、予算がきまつりまして、それから各省がすでに自省の予算をおきめになつて、その上でどういう問題にさらにプラスの調整費をもらいたいんだというような御要望によつてきめるものでござりますか

○鶴園哲夫君 そうすると、四十六年は自然の基礎的な条件というものを調査してきた、引き続いて、十分でないで四十七年も基礎的な条件について調査をするというお話をあります。そうしますと、いよいよ工場が建つということを想定した場合に、どういうような人間に対しても影響があるかとか、あるいは地元の産業に対してもどういうふうな影響があるかとかいうような、対人調査といいますか、そういう対人調査の問題についてはまだまだこれからだというお考えですか。

○政府委員(岡部保君) 私どもで持つております

調整費という性格が、公共事業費の一部でござります。

したがいまして、いわゆる公共事業費的な調査をするという考え方でございます。

で、ただ、もちろんいま先生おっしゃいましたよ

うな対人的な、公害に対するあるいは環境の問題

に対する問題、全然触れていないわけではございませんけれども、むしろ自然条件であるとか、そういうような比較的自然科学的なほうの調査が主体でございます。したがつて、いまおっしゃいましたような問題で事前調査、これは私どもの所管で十分おつき合いができるかどうかという点については、むしろ環境庁のほうが主管でございますから、その点については、そういう問題になれば環境庁が主としてお考えになる、あるいはわがほ

うとも御相談申し上げるというような姿になるか

と存じます。

○鶴園哲夫君 それでは環境庁のほうにお尋ねを

したいんですけども、そういう環境保全の問題

だとあるのは公害の問題だととか、そういうこと

については調査をなさつていらっしゃるのかどう

か、あるいはこれから進めていかれるのかどう

か、その点をひとつお尋ねをいたします。

○國務大臣(大石武一君) もちろん環境庁におき

ましては、国全体の環境の保全ということにつきましても、一番の責任を負つておるわけでございま

すから、そういうことに対しまして、できるだけ

の調査なり対策を立てておるわけでござります

が、調査と申しましても、具体的なことになります

とどういうことかよくわからないんですね。そうします

と、政府のいまの進め方と県の動き方の間には相

当開きがあるようと思うんですけれどもね。その

点はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○政府委員(岡部保君) 前回の委員会でも私御答

弁申し上げたわけでございますが、鹿児島県の企

画部の地域開発調査室でござりますが、一つの

新大隅開発計画というものを発表されたというの

は存じておりますし、また、その計画自体も私こ

れ、たとえば赤潮の問題であるとか、これは特に

予算がありますから、足りなければそこから出

とか、いろいろなことにしてできるだけ環境の調

査をいたしておりますので、その中か

ら、たとえば赤潮の問題であるとか、これは特に

予算がありますから、足りなければそこから出

とか、いろいろなことにしてできるだけ環境の調

査をいたしておりますので、その中か

ましたが、大隅半島についての御質問のようござりますから……失礼いたしました。いま局長から非常に妥当な考えが述べられまして、私もけつこうなことだと考えておる次第でござります。

ただ、新全総といふものは、一つの日本の国をプランのある開発をしようということでは、私も意義があると考えております。ただ残念ながら、その集まつたいろいろな資料というものが、いわゆる経済優先のさなかの材料でございますので、どうしても経済優先的な思想が入っていることはいなめないとと思うのです。ですから、木村経済企画庁長官がしおちゅう答弁しておりますように、年度内にはこれを見直しをするんだ。つまり私は、中のものの考え方の中心を、人間の尊重の立場から環境保全ということを中心見直されるのだろうと私は考えておるわけでございまして、非常にけつこうなことだと私は思います。

ただいままで再々述べられた、新全総を、各地域ではいわゆる開発がおくれておると自分で考えまして、何としてもどのようなことをしてもいいから——前のおそらく経済優先的なものの考え方のなごりだと思いますが、そういう考え方から、地域を開発して少しでも豊かな県にしなければならないという県が、まだ残っていると思うのです。そういう県が、形の上だけの新全総を利用いたしまして、私はあえて悪用と言いたいのであります。が、利用いたしましていろいろな計画を立てるのが、問題になっているいろいろな問題じやないかと思う。たとえば、先ほど開発局長の話がありましたように、周防灘だって半分ぐらい埋め立て——これが新全総の使命であるということを銘打って、名目にして、そうして半分ぐらいう埋め立てするような計画を立てているのですが、こんなことをしたら瀬戸内海はどうなるか、いまから想像つくのありますけれども、そのようなことがえてやられているのが現状だと思うのです。

この鹿児島県の大隅半島の開発計画にいたしましても、おそらく企画庁ではまだ調査の段階

であると私は思うのでありますけれども、県としては早く開発をして、少しでもいわゆる金の面だけ豊かにしたいというの、一部の県首脳部の方ではなかなかうかと思います。そういうことで、これが新全総の使命である、命令であると称します。これが新全総の使命である、命令であると称します。これはどうしても経済優先的な思想が入っているのだと考へて、いろいろな計画をお立てになつてあるのだ

うと思うのです。

しかし私は、これは環境庁としましては、幸いにあの志布志湾というは国定公園になつております。これはどうしても国定公園を解除する、あるいは公園計画を変えることでなければいろいろなことはできませんから、これは私は簡単にこれを解除する意思はございません。ほんとうに大

数の地域住民のしあわせをつくる、幸福をつくる

ということが明確にされない限りは、私はこれを簡単には解除しない考え方をいたしておるわけでござります。そういうことで、今後とも十分に県当局が、われわれなり経済企画庁と十分の打ち合わせをいたしまして、ほんとうにその地域住民を中心とした、何のために一体工場をつくるのか、生産をあげるのか、そういうことを考えまして、大

多数の地域住民に非常なしあわせを与えるとい

うことです。鹿児島側のほうは十七、八キロ、非常に

崎側が半分、こう言つていいですね。そして統い

て鹿児島側が半分、こういうふうに言えると思う

んです。十七キロの海岸線に沿つて、そして沖

へ二キロ埋めるというわけですから、ですからあ

そこはもう、鹿児島側の国定公園というものは全

部はつこり埋まっちゃうということになるわけで

す。

それで日南海岸国定公園というのは、これは宮

崎側が半分、こう言つていいですね。そして統い

て鹿児島側が半分、こういうふうに言えると思う

んです。十七キロの海岸線に沿つて、そして沖

へ二キロ埋めるというわけですから、ですからあ

そこはもう、鹿児島側の国定公園というものは全

部はつこり埋まっちゃうということになるわけで

す。

まつて、公害がないものをつくるんだとか、公害

がない開発をやるんだというような話が先へ出て

しまつたのじゃ、これはどうにも話にならないと

いう私は感じがしておるわけですよ。

ですから、いま局長答弁もございましたので、

これが新全総の使命である、命令であると称しま

して、いろいろな計画をお立てになつてあるのだ

うと思うのです。

しかし私は、これは環境庁としましては、幸い

にあの志布志湾というは国定公園になつております。これはどうしても国定公園を解除する、あ

るいことはできませんから、これは私は簡単にこれ

を解除する意思はございません。ほんとうに大

数の地域住民のしあわせをつくる、幸福をつくる

ということが明確にされない限りは、私はこれを

簡単には解除しない考え方をいたしておるわけでござります。そういうことで、今後とも十分に県當

局が、われわれなり経済企画庁と十分の打ち合

わせをいたしまして、ほんとうにその地域住民を中

心とした、何のために一体工場をつくるのか、生

産をあげるのか、そういうことを考えまして、大

多數の地域住民に非常なしあわせを与えるとい

うことです。鹿児島側のほうは十七、八キロ、非常に

崎側が半分、こう言つていいですね。そして統い

て鹿児島側が半分、こういうふうに言えると思う

んです。十七キロの海岸線に沿つて、そして沖

へ二キロ埋めるというわけですから、ですからあ

そこはもう、鹿児島側の国定公園というものは全

部はつこり埋まっちゃうということになるわけで

す。

そこで、旧全総から今日まで、海岸端、砂浜地

帯というのは、どんどん埋められたところが非常

に多くなっていますね。いまや国定公園、国立公

園の中まで埋め立てが入つてきているわけですよ。

ですから、ここ数年の間に、こういうような工業

開発のために国立公園なり国定公園で、解除した

ところを説明をしていただきたいんですね。簡単に

思ふんです。

そこで、旧全総から今日まで、海岸端、砂浜地

帯というのは、どんどん埋められたところが非常

に多くなっていますね。いまや国定公園、国立公

園の中まで埋め立てが入つてきているわけですよ。

この国定公園について、何とかしてこれを守りたいと

いう考え方方が非常に強いわけなんですね。公害も反対だ、非常に反対だ、しかしながらこの国定公園をどうしても守りたいという考え方なんですね。

だから、いま一生懸命やるというスローガンになつたのじや、これはどうにも話にならないと

いう私は感じがしておるわけですよ。

ですから、いま局長答弁もございましたので、

これが新全総の使命である、命令であると称しま

して、いろいろな計画をお立てになつているのだ

うと思うのです。

しかし私は、これは環境庁としましては、幸い

にあの志布志湾というは国定公園になつております。これはどうしても国定公園を解除する、あ

るいことはできませんから、これは私は簡単にこれ

を解除する意思はございません。ほんとうに大

数の地域住民のしあわせをつくる、幸福をつくる

ということが明確にされない限りは、私はこれを

簡単には解除しない考え方をいたしておるわけでござります。そういうことで、今後とも十分に県當

局が、われわれなり経済企画庁と十分の打ち合

わせをいたしまして、ほんとうにその地域住民を中

心とした、何のために一体工場をつくるのか、生

産をあげるのか、そういうことを考えまして、大

多數の地域住民に非常なしあわせを与えるとい

うことです。鹿児島側のほうは十七、八キロ、非常に

崎側が半分、こう言つていいですね。そして統い

て鹿児島側が半分、こういうふうに言えると思う

んです。十七キロの海岸線に沿つて、そして沖

へ二キロ埋めるというわけですから、ですからあ

そこはもう、鹿児島側の国定公園というものは全

部はつこり埋まっちゃうということになるわけで

す。

そこで、旧全総から今日まで、海岸端、砂浜地

帯というのは、どんどん埋められたところが非常

に多くなっていますね。いまや国定公園、国立公

園の中まで埋め立てが入つてきているわけですよ。

ですから、ここ数年の間に、こういうような工業

開発のために国立公園なり国定公園で、解除した

ところを説明をしていただきたいんですね。簡単に

思ふんです。

（翻訳）哲夫君、もう一ヵ所鹿島灘にあつたの
じやなハですか。鹿島灘にあります。

○政府委員(首尾木一君) それが、水郷筑波の国定公園の神之池地区というものです。

○鶴見哲夫君 私はね、これ、ちょっと環境庁に伺つたのですよ。いま局長のお話のように国定公園が三カ所ほど、工業開発のために一部でなければども解除になつた。一部といつても非常に大きいのですけれども解除された。それが、いずれもちよとうど厚生省から環境庁が生まれます前日つまり四

も、何だか、知事がお話をしたから志布志灘をひと解除していただきたいということなんですね。おやおやと思って、何のことかわからない、まあその程度の申し込みじやなかつたが。そのような、その続きの話がおそらく自然保護局にいつたのじやないかと思うのですが、正式な解除をしてくれと、いう書類、そういうものはまだきておりません。だから、正式に申し込んでおるのは一つもないと私は考えております。

に文書がくる前に、知事が見えたり副知事が見えたりする中で話が進んでいくというのが役所の、何といいますか、ものの進め方のように私は考えるのでしたね。ですからその意味では、これはもうやはり解除をするかどうかという検討の対象に、志布志湾はのせるのだというふうに考えているわけですけれども。

そこで、先ほど長官のほうから答弁もあったのですが、重ねまして、先ほど以来申し上げておりますように、この国定公園の志布志の約十七キロにわたります、奥行きは大体二キロぐらいでよど海岸、砂浜、そして海は大体一キロぐらいですね、ですから海岸線に沿って陸が一キロぐらい、海が一キロぐらいですね。砂浜が約十七キロ。これが完全になくなるということになると、二十。

○國務大臣（大石武一君） その前に、ちょっとやつぱり私勘違をしておりまして、取り消しさせていただきますが、いま自然保護局長に聞いてみますと、正式の申し込みの書類は要らないのだそぞうでございます。何だかもじやもじや申してきましたようですが、そのうちに自然公園審議会、そういうものにかけて解除になるのが例であると、いうことを伺いたいのです。

でございますから、これは取り消させていただき
ますが、まあ、そういうえば申し込みがあつたかも
しませんから、そういうことで……。
それから、その前にいろいろと国定公園の一部
が解除されたりしております。これはいま考える

と非常に残念な惜しいことあります。その他、

解説しなくともいろいろな観光道路がつくられたから、いろいろな施設がつくられまして、自然が非
常に国立公園や国定公園でわざされたところが多くな
数ござります。これは非常に残念なことであります
が、そういうものが許可された時代は、御承認のう
のように環境庁がございませんで、厚生省の一職
に国立公園部というものがささやかにあつたわけ
でございます。これが懸命に日本の自然の保護へ
わずかな力で努力したのでございますが、それに

対するいわゆる経済開発の大きな圧力がかかるつて
まいりまして、その圧力に押し切られまして、國
立公園や国定公園を守るには、國立公園部と協議
をするという項がございまして、それで押え得る
わけでございますが、その協議も大きな法的な、
國立公園部がだめだと言えできないというので
はないらしいのです。片一方から強い力で押しつけ
られれば、いわゆる大きな役所から押しつけら
れれば、どうにもならないような程度のものであつ
たらしい。ですから、いまから考えると非常に殘
念なことなんですけれども、当時の日本の行政の
あり方を考えますと、よくまあこれまで守つてき
てくれたという気が私はしないでもないのでござ
います。

布志湾であります。私はこれを絶対に解除しないとかなんとかということは、ええと申しません。ただこれを、国定公園を解除するには、そのばかりらしい、まあ日本でただ一つぐらいのすばらしいあの松原ですね、そういうものを犠牲にしてまでも、あるいはそこには何千という漁民がおりますが、その漁民の家族を合わせれば私は何万という人になると思います。これらの者が、あそこが大きな工業地帯になりますとこれは全部生業を奪われます。漁師が漁をやめたら、どうして暮らしか。一千万や二千万の補償をもらつても、そんなもので一生暮らせるはずはないんです。ですから、このような漁師の、はたして漁業をどのように確保できるのか。あるいは何万人という、すばらし

い自然環境の中に穏やかに生活をしておる人がお

ります。そういう人が、必ずしも漏った空気、き
たない水、緑のない環境を好まない人はたくさん
いると思うのです。そういう人々をどうして納得
させるか、そういう人々のしあわせをどのように
して確保するかというように、いろいろな問題が
解決されない、はつきりとそれが間違いない、こ
うであるという、しあわせを確保する手段なり具
体的な策が見出せない限りは、環境対策としてはこ
れは解除しない方針であります。それが根本的わ
れわれの考え方でございます。

むしろ言いやすい面でございますけれども、新全総計画自体で自然の保護と申しますか、自然環境の保全と申しますか、これを非常に重要視いたしております。

たとえば一つの例として、一体新全総計画の基本的な考え方はどういうところにあるかというような点を、若干御説明させていただきたいわけですが、冒頭に、いわゆる地域開発の理念をござりますが、冒頭に、いわゆる地域開発の理念あるいは目標というものについてはつきり書いておるくだりがございます。そこでは四点ほどのことを指摘いたしておりますが、まず第一点は、長期にわたって自然と人間との調和をはかるということをございます。第二点は、開発の可能性を全国土に拡大するということをございます。それから第三点は、各地域の特性と主体性を基本とした開発整備による国土利用の再編成をはかるということが第三点でございます。それから第四点に、都市、農村を通じて、安全、快適で文化的な環境条件を整備する。こういう四つの目標と申しますが、考え方を調和させまして、人間のための豊かな環境を創造するのだというのがこの新全総計画の考え方の基本でございます。

したがって、この具体的なるいろいろな計画と

いう際に、いまお話をございました国立公園あるいは国定公園等、こういう自然公園の自然というものを尊重するというのは非常に強調してござります。しかもこれは、御承知のように四十四年の五月に閣議決定を見た計画でございますが、現実に策定作業と申しますと、四十二年、四十三年、この二カ年間にわたって、いろいろな学識経験の方の御意見あるいはそれぞれ関係地方公共団体の方の御意見等を伺つてまとめた計画でございますが、この四十二、三年時代に策定いたしました計画としては、これほど環境問題を大きく取り上げた計画といふものは、非常にまあ価値があると大いに評価したいところでございます。そこで、いま先生のおっしゃいました点で私あえて反論させていただいたのは、計画としてはそういうものである。ただ、問題は実施だと思います。

たとえば一つの例として、一体新全総計画の基本的な考え方はどういうところにあるかというような点を、若干御説明させていただきたいわけですが、冒頭に、いわゆる地域開発の理念をござりますが、冒頭に、いわゆる地域開発の理念あるいは目標というものについてはつきり書いておるくだりがございます。そこでは四点ほどのことを指摘いたしておりますが、まず第一点は、長期にわたって自然と人間との調和をはかるということをございます。第二点は、開発の可能性を全国土に拡大するということをございます。それから

第三点は、各地域の特性と主体性を基本とした開発整備による国土利用の再編成をはかるとい

うことが第三点でございます。それから第四点に、

都市、農村を通じて、安全、快適で文化的な環境条件を整備する。こういう四つの目標と申しますが、考え方を調和させまして、人間のための豊かな環境を創造するのだというのがこの新全総計画の考え方の基本でございます。

したがって、この具体的なるいろいろな計画と

いう際に、いまお話をございました国立公園あるいは国定公園等、こういう自然公園の自然とい

うものを尊重するというのは非常に強調してござ

ります。しかもこれは、御承知のように四十四年の

五月に閣議決定を見た計画でございますが、現実

に策定作業と申しますと、四十二年、四十三年、

この二カ年間にわたって、いろいろな学識経験の

方の御意見あるいはそれぞれ関係地方公共団体の

方の御意見等を伺つてまとめた計画でございますが、この四十二、三年時代に策定いたしました計

画としては、これほど環境問題を大きく取り上げた計画といふものは、非常にまあ価値があると大

いに評価したいところでございます。そこで、いま

先生のおっしゃいました点で私あえて反論させていただいたのは、計画としてはそういうものである。ただ、問題は実施だと思います。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

くるというようなことで、開発するというようなこと

で国定公園なり国立公園の解除を申し込んできて、

年足らずであります。まだそういうことはござ

いません。あまり申し込みもありませんので。た

だ、がんとして初めてから断わるというのも、少し

行政としては足りないかと思うのです。やはり、

十分にそれは検討しなければなりません。はたし

て解除に値するだけの申し込みかどうか、そういう

ことがあります。それで、私は、今ままで

はやめますという自発的な返事がありました。そ

ういうことになつたのですから、ですからわれ

われはこれを拒否しなかつたという形、形ではそ

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 重ねてこの問題について。たいへ

ん貴重な存在になつていると思うのですね、あの

志布志湾というものは、これは、いろんな意味で

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 その総点検の中心眼目については、

ひとつ大いにやってもらいたいと思うのです。

ただ、いま局長のおっしゃるように、新全総の

掲げている目標、あるいは旧全総の掲げている目

標、それはけつこうなんですけれども、しかし旧

全総は、もう結論が出ていると思うのです。そ

れは、旧全総の掲げた目標というのはけつこうで

すよ、しかし、これは失敗している。新全総も、

そのとおりいい目標は掲げておりますけれども、

しかしこれはまだ結論が出ていない。これも、い

まのところ私はたいへんな問題をかかえていると

いうふうに思うのです。ですから、目標がどう

と言つてはいるのではなくて、現実の問題としまし

て考へているわけです。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

くるというようなことで、開発するというようなこと

で国定公園なり国立公園の解除を申し込んできて、

年足らずであります。まだそういうことはござ

いません。あまり申し込みもありませんので。た

だ、がんとして初めてから断わるというのも、少し

行政としては足りないかと思うのです。やはり、

十分にそれは検討しなければなりません。はたし

て解除に値するだけの申し込みかどうか、そういう

ことがあります。それで、私は、今ままで

はやめますという自発的な返事がありました。そ

ういうことになつたのですから、ですからわれ

われはこれを拒否しなかつたという形、形ではそ

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 重ねてこの問題について。たいへ

ん貴重な存在になつていると思うのですね、あの

志布志湾というものは、これは、いろんな意味で

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 その総点検の中心眼目については、

ひとつ大いにやってもらいたいと思うのです。

ただ、いま局長のおっしゃるように、新全総の

掲げている目標、あるいは旧全総の掲げている目

標、それはけつこうなんですけれども、しかし旧

全総は、もう結論が出ていると思うのです。そ

れは、旧全総の掲げた目標というのはけつこうで

すよ、しかし、これは失敗している。新全総も、

そのとおりいい目標は掲げておりますけれども、

しかしこれはまだ結論が出ていない。これも、い

まのところ私はたいへんな問題をかかえていると

いうふうに思うのです。ですから、目標がどう

と言つてはいるのではなくて、現実の問題としまし

て考へているわけです。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

くるというようなことで、開発するというようなこと

で国定公園なり国立公園の解除を申し込んできて、

年足らずであります。まだそういうことはござ

いません。あまり申し込みもありませんので。た

だ、がんとして初めてから断わるというのも、少し

行政としては足りないかと思うのです。やはり、

十分にそれは検討しなければなりません。はたし

て解除に値するだけの申し込みかどうか、そういう

ことがあります。それで、私は、今ままで

はやめますという自発的な返事がありました。そ

ういうことになつたのですから、ですからわれ

われはこれを拒否しなかつたという形、形ではそ

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 重ねてこの問題について。たいへ

ん貴重な存在になつていると思うのですね、あの

志布志湾というものは、これは、いろんな意味で

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 その総点検の中心眼目については、

ひとつ大いにやってもらいたいと思うのです。

ただ、いま局長のおっしゃるように、新全総の

掲げている目標、あるいは旧全総の掲げている目

標、それはけつこうなんですけれども、しかし旧

全総は、もう結論が出ていると思うのです。そ

れは、旧全総の掲げた目標というのはけつこうで

すよ、しかし、これは失敗している。新全総も、

そのとおりいい目標は掲げておりますけれども、

しかしこれはまだ結論が出ていない。これも、い

まのところ私はたいへんな問題をかかえていると

いうふうに思うのです。ですから、目標がどう

と言つてはいるのではなくて、現実の問題としまし

て考へているわけです。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

くるというようなことで、開発するというようなこと

で国定公園なり国立公園の解除を申し込んできて、

年足らずであります。まだそういうことはござ

いません。あまり申し込みもありませんので。た

だ、がんとして初めてから断わるというのも、少し

行政としては足りないかと思うのです。やはり、

十分にそれは検討しなければなりません。はたし

て解除に値するだけの申し込みかどうか、そういう

ことがあります。それで、私は、今ままで

はやめますという自発的な返事がありました。そ

ういうことになつたのですから、ですからわれ

われはこれを拒否しなかつたという形、形ではそ

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 重ねてこの問題について。たいへ

ん貴重な存在になつていると思うのですね、あの

志布志湾というものは、これは、いろんな意味で

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 その総点検の中心眼目については、

ひとつ大いにやってもらいたいと思うのです。

ただ、いま局長のおっしゃるように、新全総の

掲げている目標、あるいは旧全総の掲げている目

標、それはけつこうなんですけれども、しかし旧

全総は、もう結論が出ていると思うのです。そ

れは、旧全総の掲げた目標というのはけつこうで

すよ、しかし、これは失敗している。新全総も、

そのとおりいい目標は掲げておりますけれども、

しかしこれはまだ結論が出ていない。これも、い

まのところ私はたいへんな問題をかかえていると

いうふうに思うのです。ですから、目標がどう

と言つてはいるのではなくて、現実の問題としまし

て考へているわけです。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

くるというようなことで、開発するというようなこと

で国定公園なり国立公園の解除を申し込んできて、

年足らずであります。まだそういうことはござ

いません。あまり申し込みもありませんので。た

だ、がんとして初めてから断わるというのも、少し

行政としては足りないかと思うのです。やはり、

十分にそれは検討しなければなりません。はたし

て解除に値するだけの申し込みかどうか、そういう

ことがあります。それで、私は、今ままで

はやめますという自発的な返事がありました。そ

ういうことになつたのですから、ですからわれ

われはこれを拒否しなかつたという形、形ではそ

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 重ねてこの問題について。たいへ

ん貴重な存在になつていると思うのですね、あの

志布志湾というものは、これは、いろんな意味で

うなるわけですが、ですから、はつきり拒否する

とかしないとかいう問題ではなくて、そのような

問題を実現させなかつたというところに意味があ

るのじやないかと私は考える次第でございます。

○鶴園哲夫君 その総点検の中心眼目については、

ひとつ大いにやってもらいたいと思うのです。

ただ、いま局長のおっしゃるように、新全総の

掲げている目標、あるいは旧全総の掲げている目

標、それはけつこうなんですけれども、しかし旧

全総は、もう結論が出ていると思うのです。そ

れは、旧全総の掲げた目標というのはけつこうで

すよ、しかし、これは失敗している。新全総も、

そのとおりいい目標は掲げておりますけれども、

しかしこれはまだ結論が出ていない。これも、い

まのところ私はたいへんな問題をかかえていると

いうふうに思うのです。ですから、目標がどう

と言つてはいるのではなくて、現実の問題としまし

て考へているわけです。

そこで、もう一つ長官に。今まで、工場をつ

ていつたのじや、これは日本國土はたいへんなことになるのじやないかという感じを持っているのじやないでしょうか。ですから、經濟企画庁のほうでも環境との関係で新全總というものを終点検するのだというお話しですし、それから、環境庁としましては、いま、発足してからは志布志湾が解除を申請した第一号だというわけですね。長官のお気持ちはわかりました。

こういう中で、私は長官としては、志布志の国定公園についてはこれは守るのだ、これをやってもらわぬことにはこれはあとでかなえの軽重を問われますよ。いろいろかなえの軽重を問われていますけれども、これは新設の役所ですから、いろいろの意味で文句を言われる、これはあたりまえのことだとと思うのですよ。あつてしかるべきだと思う。それだけ注目を集めているということになると、しかし、こういう国定公園というようなものを、第一号なんですから、いまこんな事態になつておるわけです。ここでこの国定公園を守るのだということでやれぬようじや、これはあとは知れておると私は思うのですけれども、もう一べんお聞きしたい。

○國務大臣(大石武一君) 私は、もちろん志布志湾をまだ自分の眼で確かめておりませんが、いろいろな調査をさせましたし、報告を受けておりました。いろいろな話を聞いておりまして、これはぜひ守らなければならぬ日本の大事な資源だと考えております。そういう方針で臨んでおります。ですから、私は守りたいという信念は持つております。ただし、やはりいろいろな広い面から考えますと、國務大臣としても、日本の正しい秩序ある開発、発展というものを考えなければなりません。そういう立場もあるわけでございます。ですから、たとえば志布志湾にしましても、環境庁長官としては、これは絶対に守るという決意は持っております。そういう考え方でありますけれども、別な面からいうと、やはり國務大臣という立場から、秩序ある開発が行なわれる場合にどうすると

言われば、初めからだめだとは言いにくいあります。ただし、秩序あるりっぱな開発、その住民をあわせにする開発になるかどうか、それを具体的に確かめないうちは、だめだともいはる決意ですけれども。

そういうことで、ですから、たとえば漁民何万人という、何万か知りません、三万か五万か知りますけれども、これは新設の役所ですから、いろいろな意味で文句を言われる、これはあたりまえのことだとと思うのですよ。あつてしかるべきだと思ふ。それだけ注目を集めているということになると、しかし、こういう国定公園といふことをしたつてやられます。その場合には、漁民は生活を奪われます。これは殺されるのと同じことなんです。一千万、二千万、おまえ補償金をやるからといって、だれが生きていけますか、こんなもので。漁民は漁業があつてはじめて生きているのですから、それ以外、事務屋になれるわけでもありませんし、何にもなれません、技術がありませんから。やっぱり漁民には漁場を守つてやらなければならぬ。われわれ、それは国の責任だと思ふんです。しかもそれは、昔からそういうことで生業に従事しているのですからね。われわれは何の権限があつて一体その生業を奪わなければならぬのか、そう思うのですから、これは守らなければなりません。

そうすると、これを守るという見通しがついたら私は許可するといま言っているのです、解除をですね。見る見通しは、おそらくできますまい、これは絶対に将来あるいはそこに何万人かの、海を楽しみ、松を楽しみ、すばらしい自然を楽しんでいる人がいる。何の権限があつてこうしてすばらしい環境を奪わなければならないのですね。私はそう思ふんです。何のために解除しようか。私はそう思ふんです。何のために解除して、だれのために解除するかということを考えなければならぬと思うのです。そういうことですから、私の決意はおわかりだと思います。ですか

府長官はそういう信念でありますから、そういうことですからおわかりだと思います。私は、よけいなことかもしませんが、日本の開発ということに非常に疑問を持つておるのであります。

一例をあげますと、四国に愛媛県を流れて徳島県に入る銅山川という、吉野川の大きな支流があります。前年、この銅山川にダムをつくりまして、その水を下に大部分を流さないで、そこから曲げまして農業用水にするということで——何年か米が不足の時代だったでしよう——愛媛県のところだけ流すようにしました。ところが、実際にそれを農業用水にほとんど使われないで、全然生活を奪われます。これは殺されるのと同じことなんです。一千萬、二千萬、おまえ補償金をやるからといって、だれが生きていけますか、こんな部が川之江、それから伊予三島という地域のいわゆる工業用水、ことにバルブ工場です、バルブ会社の用水にほとんど使われてしまった。そのために伊予三島のあの辺が、海がすっかり汚染されている現状です。

ところが、今度さらにまた第二段のダムをつくりまして、その下に流れる川を全部根こそぎ持っていくというんです、工場の拡張のために。しか

も、その下には新宮村という小さな村がある。人口三千五百の村があります。その村では、その水が流れることによってすべて生活環境が成り立つているんです。その水がだいぶ奪われました。それでも、かすかに流れておった。ところが、根こそぎ持っていくというんです。その新宮村に別な馬立川という小さな川がある。その川をせめて流してくれるならまだいいのですが、その川の水も、

せきとめて、トンネルを十キロほど掘つてダムへ持つていいって、みな工業用水に持つていくと、こ

う言うんです。

その新宮村の人間はどう生活しますか、生活環境を全く変えられて。自分は生活環境を変えられるほどの悪いことを何にもしてないんです。それ

を全部持つていくというんです。だから、私はそれが文句をつけまして、これは經濟企画庁の仕事ではありません、県の仕事が中心ですが、文句を

つけまして、じゃあ〇・四トンだけは一日に流し

ましようということでいままでできてるんです。そこまで妥協して話が進んでいます。〇・四トンというのはどのくらいの水か知りませんが、そういうことなんです。何のために一体何千万の、たつた何百人でもいいですが、人の生活を犠牲にして、なぜ工場の拡張に水を使わなければならぬんですか。そうすることが何の意味があるかと、非常に私は疑問に思つてゐるのです、こういうことを。

そういうことが今までの日本の開発行政といふものの考え方じやなかつたかと思うと、非常にさびしい感じがします。ですから、開発というものは必要でしよう、それは、日本の国がこれまでの、たつた何百人でもいいですが、人の生活を犠牲にして、なぜ工場の拡張に水を使わなければならぬんですか。そうすることが何の意味があるかと、非常に私は疑問に思つてゐるのです、こういうことを。

トーンというのはどのくらいの水か知りませんが、そういう意味では特に期待をしたいと考えております。

なお、ここに志布志湾にあります六つの漁協が

反対をしているわけなんですね。それでこの漁協あ
るいは漁民に対しまして、いろいろな埋め立てた
場合の漁業振興の案が出ておりますけれども、こ
れはもう漁業者は一顧だにしないんですね。これ
はできないと、こう言っているわけですね。それ
は沖合い二キロを埋められてしまうと、海流がみ
んな変わってしまう、水の流れが。魚の住む場所
もなくなってしまう。そこにもってきで汚水が流
される。何が漁業ができる、と。沖合い漁業の話
も出ておるようですがれども、かつて沖合い漁業
を何年かやった経験も持っているわけです。それ
ですらできなかつた、失敗したんだ。いま、この
豊かな——ある程度豊かなんです。この漁場とい
うのは。ですから、これをつぶされちゃどうにも
ならないという考え方なんですね。

それからうしろの農業地帯なんですけれども、
この農業地帯も、私は、きょうは農林省の方にも
来ていただきておりますから、ここ農業をどう
したらいいのかという点についてはつきりさした
いと思っておつたのですけれども、ここはもう北
海道の畑作地帯と並んで有名な畑作地帯なんで
す。国会でもたびたび制度的にも論議いたしました。
非常に背後は広大な畑作地帯です。ですか
ら、それを振興させるには水なんですよ。畑作地
帯に水がないんです。水がない。その水をこの工
業と争うことになるんです。で、五、六年前から
ここに工場誘致の話があつたりしまして、工業に
対して水を取らなければいけないから、農業にか
んがいする水はないという考え方が今日までは支
配をしてきました。あそこは水がない。そうして
畑地かんがいは行なわれていないという状況なん
ですね。ですから、これは背後の農業が振興する
ということにはならないと私は断言したいと思ひ
ます。

現在まで旧全総でやつたところは、ほとんどみ
なそなんです。過疎の問題、解決していないで
すよ。旧全総では。土地は上がつてしまふんです
ね。当然上がつてしまう。そんな土地の上がつた
ところで農業をやれるわけはない。水はない。そ

ことになりますと、農業は成り立つわけがない。そういう意味で私は、長官のおっしゃるよう漁民も、これは漁業が成り立つというふうには考へていけない、さらに農業者もそういう形になつてきつたると考えれば、そならざるを得ないのじやないかというふうに思いますですがね。ですから、ここにある、日本にもうほとんどないといわれるくらいなこのりっぱな海岸地帯、国定公園をつぶすことのないように、重ねてひとつ長官に御努力を期待しておきたいと思います。

なお、この問題は、新全總の終点検の問題でも少し論議しないといけない面があるのです。簡単にひとつ開発局長に伺っておきますが、環境との面を重点にして終点検する、それからもう一つ出しておりますのは、こういう公害を分散するような開発、これは明らかに公害分散開発だと言つていいのですが、つまり公害型産業というものをこういう遠隔地にどかっと持っていく、しかも今までに例のないような大きな規模のものをどうかつと持っていくというやり方、これは全国的にこれからやろうとなさっていらっしやるわけだけれども、そういう公害型の産業ではなくて、産業構造を変えた考え方を持たれたらどうだろう、そういう報告が行なわれておりますね、産業構造を変えると。

私は、このことがいまの日本の産業政策としても必要なじやないか。公害との関係、自然を保護するという関係だけじゃなくて、日本の経済政策としても、この構造政策、産業構造というものを変える必要があるのではないかと、こう考えておるのでけれども、いずれ、これは商工委員会でやりたいと思いますが、簡単に局長のひとつ考へを伺っておきたいと思います。

○政府委員(岡部保君) ただいま先生のおっしゃいました、まず第一点の大規模工業基地を遠隔地に立地させるという問題が、むしろ公害分散立地ではないかという点について、私どもの考え方をお申し上げたいと思いますけれども、今までの上

うな、たとえば、先生のおことばをかりて、言ふば、旧全総的な考え方でいわゆる新しい工業地帯をつくるというようなことをやるのであれば、全くお説のとおりだと存じます。

そこで私どもの考えておりますのは、これは第二点のほうの産業構造の問題にも関連してまいりますが、現段階で、まずこれからの十年なり十数年の見通しというものを考えますと、これは当然産業構造が、いわゆる知識集約型のものが非常にエーアートが増してくるということで、こういうものでのまた新しい公害があるのかもしれませんけれども、まずいまの考え方で申しますと、いわゆる基幹資源型の工業よりは公害型ではないであろう、そういうほうにエーアートが移っていくということはまず想像できます。ただ、そう申しましても、それの基礎的な素材と申しますか、そういうもののを得る、あるいはエネルギー源を得るといふような感覚で考えますと、どうもまだ産業構造が非公害型にスパンと切りかわされるという感じは持てない。

したがって、これから経済のやはり伸びといふものは考えなければならないと思いますが、そういう場合に、そういういわゆる基幹資源型の工業というものの、何と申しますか、能力増というものはやはり考えなければならない。そういう場合にどういうふうに考えたらいいかというときに、今までのようないわゆる公害をまき散らすような工業基地ではなくて、ほんとうに環境を制御できるような、一つの面として考えて環境が制御できる基地でなければならぬのではないか。個々のシステムというものを前提にして、新しい工業立地というものが考えられないか。それが、そういうことを考へるために、逆に大規模工業地論の考え方でございます。

ただそのためには、一つの面としてそういうゾ

問題が明らかにならなければ、ほんとうに危険でございます。いままでのようなことで、ただ大規模な工場がどこに集まるということであれば、むしろほんとうに公害の分散型という先生の御説のとおりになるかと存じます。そこで、そういうものでないものをつくり、それをつくるために大規模なものでなければいかぬと思いますが、その環境を制御できるという考え方をどういうように織り込んでいくかというのが、これから問題点でございます。

そこで私どもも考えておりますのに、非常にこれは時間的な制約、時間的な要素が問題になると思います。いわゆる新全総でいっておられます大規模工業基地というのは、必ずしもすぐにそこに工場が立地して、すぐに活動するというような問題ではなくて、もう少し先のことを考えておりましたので、もちろん技術革新もございましようし、そういうことは十分でき得るという考え方方に立っています。ただ現実の問題としては、どうしてもそういうことを考える以上は早くやりたいという、一つの何と申しますか、あせりのようなものが出てくる。そこに非常に危険が伴うということで、たとえば事前の調査というものを十分やらなければいかぬ、そういうような考え方で私どもはあるわけでございます。

○國務大臣(大石武一君) 私は、この新全総の総点検、改定されることには非常にけっこうだと思いますが、私は一番これに対し希望したいことがあるのです。

それは、やっぱり日本の産業をどのように変えしていくか。ただ立地をどうするとか、どこに工業を、産業型の公害のない工場を集めるかなんとかいう問題よりも、もっと基本的な問題を考えなければ、日本の根本的な産業の、国土の計画といふのは立たないと思う。それは、いま日本の計画は、昭和六十年、あと十二、三年しかありませんが、昭和六十年になつたら石油の需要量はいまの四倍とか四・五倍とか、鉄鋼の生産がいまの何倍

四

だと、こういうことになつてゐるわけですね。

備註の鉄鋼業界二封 二二、から、其十二二二

午後零時五十一分休憩

たとか、こういうことになつてゐるわけですね。今まで見え、あの大きな三十万トン以上のタンカーで運んできて大騒ぎしているのに、その石油

備過剰の鉄鋼業界に対して、あるいはオアキヤリアが行つて運んでおる状況、あるいは電力などを考えますと、そういうことを異見を立てることは非常に圧力を受けるでしようし、非常に私は行政

ば、そうすれば全国の国土の正しい守り方、開発のしかた、そこにはいま申しました一つの行き方がきまつてしまいりましようし、それによりましていろいろなよき申しましたような骨董の、二、三

午後二時八分開会

○委員長（加藤シヅエ君） ただいまから公害対策

及び環境保全特別委員会を再開いたします。

午前に引き続き質疑に入ります。

のに、公害がない大規模の基地ができるかどうか、これは考究なればならぬ。鉄鋼もそりで

う。そういうことですよ。私は、局長にはなはだ失礼ですけれども、そのような考え方をやつぱり

少し船後企画調整局長からお答えさしたいと思います。

○小平芳秀君 通産省にお尋ねする問題かどうか、このPCBにつきまして、一月二十六日に、私が国会法第七十四条によって質問主意書を出し

煙突から煙を出し、いろんな公害をまき散らしながら、そしてあらゆる廃棄物を出しながら鉄をつくる。その鉄は、国内でも一般に使いますが、い

うつももらいたいと思いますね。

て、最近いろんな開発行為によって環境破壊が進んでいます。これに対しましては、先ほど来長官もるる申し上げておりますように、環境庁といたしましては、開発それ自体が悪である、このような考え方の方はな

たわけです。それに対し、二月一日に内閣總理大臣からの返事がきているんです、「(P.C.B.)による環境汚染対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」ということです。

る。これはある時期にはしようがないでしようけれども、そういうことがあつたら、今後、その三倍になり四倍になりましたら、一体、鉄鋼コンビナートは日本でどのように分布されるでしょうか。その船が、一体どうなるでしょうか。

境庁が、環境破壊や汚染の予測をして、正確なデータを住民に示して、そして住民が納得をして開発するような、そういう指導方針をお立てになつたというようなことが言われているのですけれども、そういうような方針を立てられたことがあるのか。つまり、畢竟どこで汚染予測をする、

にあたりましては、そのような環境に及ぼす影響というものを十分に見きわめる必要がある、かよううに考えております。

志布志の問題につきましても、現在、鹿児島県でかなり具体的な構想が出ておるわけでございま
すが、私どもは、同じような問題意識をもってこ
とにあります。

うへきた返事によりますと、昭和二十九年に初めてわが国では三百トンのP.C.B.が生産された、そしてずっと年々我が国の生産量は上がってきておりますが、昭和四十二年になつて初めて六十トンが輸入され、こういうふうな答弁書が、内閣閣僚大臣から参議院議長に提出されて私のほうへきましたのですから、私はこれが最も信頼すべき、わ

いて原料をとるとか、現地においてある程度の中間の製品にするとか、そこである程度の土手

つままり、いまの工業開発というものが環境との関連を全く見ておらず、住民が結構をしてそして開発をする、そういう指導の方針を立てられたと。

常に自然環境のよろしいところでございますので、開発にあたりましては自然景観に与える影響はもとより、その周囲の大気、水質等に与える影響、さうことは広く生態系、進しては人の健康に

が国のPCBの生産並びに輸入、その総体の量を知る最も信頼すべき資料と思っていたために、この方なども、京都市衛研の藤原先生ですが、「PCBによる環境汚染とその毒性研究」こうした著書

生きないと思うんです。それが一番大事だろうと思うんです。そこで、現地で云々と公言を聞き

針をきめられたということが言われているのだけれども、事実、あるのかどうかですね、それをお

うものに対する影響まで十分見き止めなければならぬ、こういう点から、今までの計画ではこの点の検討が不十分であるとわれわれは考えておりますので、そのような方向で、このよきな問題

にも「国会答弁より」として、この二月一日の政府の答弁書を引用して、著書を発表していらっしゃる。

は、石油精製が四倍になるんだと言つておつた
日本のは公害だらけになります、間違いな
こと。このことを十分に考えて、そういうことを基
として日本の国土の利用を考えなければどうに
ならぬな」と思つ。

たのかいと思ふ

れども、輸入の点につきましては、これは私どもこの生産、輸入の実績を調査いたします段階で、メーカー・サイドから数字を調査せざるを得なかつたということで、メーカーから徴した数字が、ただいま御指摘のありました四十二年以降の輸入実績であるということをございました。で、それ以前につきましてはメーカーは輸入していないといふ話でございましたけれども、御指摘の二十八年以前につきましては、これはメーカー以外の者が若干輸入していたという話は聞いておりましたけれども、その数量あるいは輸入者等につきまして不明であったということで、この答弁書には、その数字が載せられなかつたというのが実情でござります。

○小平芳平君 経過はそういうことでしようけれども、これだけ全国がP.C.B汚染で大問題になっているときに、こうした政府から国会に対する正式な答弁書には輸入は昭和四十二年といいながら、実際はずつとそれ以前に輸入し、そうして作業をし、そうしてすでに昭和二十八年ごろ、作業による作業員の健康被害が発生し、それを県の衛研に依頼して調べてもらった、その衛研の報告資料があるでしよう、どうですか。

○説明員(小幡八郎君) 衛研の報告資料はまだ入手しておりません。

○小平芳平君 昭和四十四年九月に発行しているものが、どうしてまだ入手していないのですか。

○説明員(小幡八郎君) P.C.Bに関するいろいろな報告書をすべて私どもで集めて、十分研究することが必要だということは確かに仰せのとおりでございますけれども、たいへん申しわけございませんけれども、ただいまの資料は入手してございません。

○小平芳平君 きのうから、私はこの委員会で質問するので、どういうメーカーがどれほどの数量を輸入したのか、使ったのか——第一、この国に対する答弁が間違っているって、けしからぬぢやないですか、それは答弁した人は内閣総理大臣佐藤栄作です。それ以外何も書いていないで

すがね。ちゃんと開議できめて、開議の了解か何かを得てこれは答弁したわけでしょう、内閣総理大臣で出ているんですから。それが真実でないと、そういうことでは、これだけ国民がそれこそ全国にわたってP.C.B汚染でおそれているときに、そんなん、政府のやることが国会に対してもうそついているなんというところで通りますか。ですからそういう点を、どういうメーカーがどういう程度輸入をして使ったのか、健康被害はどうなのかと、いうことを質問するからと言つておいたのですが、どうなんですか、それは。

○政府委員(久良知章悟君) 通産省で準備をいたしましたP.C.Bの生産並びに輸入についての資料に、一部先生御指摘のような誤りがあつたことでございまして、まことに申しわけないわけでございますが、この点につきましては、後刻調査をいたしまして御回答申し上げさせていただきたいと思ひます。

○小平芳平君 後刻というのは、いつですか。

○政府委員(久良知章悟君) 松下のこのP.C.Bによります汚染がありまして、私どもいろいろ調べておりますが、この点につきましては、後刻調査をいたしまして御回答申し上げさせていただきたいと思います。

○小平芳平君 それで御回答申し上げます。

○説明員(久良知章悟君) そのところから研究的な生産を始めておつた手をしておりません。

○小平芳平君 昭和四十四年九月に発行しているものが、どうしてまだ入手していないのですか。

○説明員(小幡八郎君) P.C.Bに関するいろいろな報告書をすべて私どもで集めて、十分研究することが必要だということは確かに仰せのとおりでございますけれども、たいへん申しわけございませんけれども、ただいまの資料は入手してございません。

○小平芳平君 きのうから、私はこの委員会で質

です。内閣総理大臣の答弁です。しかも、それが間違つておりましたというんで済まされない問題があると思います。それはいかがですか、長官として。まあ長官がやっているわけじゃないですね。

○國務大臣(大石武一君) これは内閣の責任になります。内閣のやることが国会に対してもうそついているなんというところであります。ですから、そういう点を、どういう程度輸入をして使つたのか、健康被害はどうなのかと、いうことを質問するからと言つておいたのですが、どうなんですか、それは。

○説明員(久良知章悟君) それで御回答申し上げます。それから、そのような事態を踏んまえまして、特定化学物質等傷害予防規則を四十六年四月に制定をいたしまして、この中にP.C.Bを第二類物質として含めまして、各種の予防措置を講じさせた場で数名が発生していました。これは人数は正確ではありません。そのほかの事業場につきましては、罹病者がないというようなことでございました。

○説明員(久良知章悟君) それで御回答申し上げます。

○説明員(久良知章悟君) 労働省ではカネミ油症が発生いたしましたあと、四十三年十二月、労働衛生の常道といたしまして、商社それからその当時のメーカー等などでど程度輸入をしたのかということを調べますには、若干の時間がかかるかと思います。いま手持ちの資料には二十八年以前のものがございませんので、「一部推定を含む」という「注」にしたわけですが、この点につきましては、この「注」の入れ方に、もう少し実際に合つたものにしておかなければいけなかつたと反省いたしております。

○説明員(久良知章悟君) 環境庁長官には後ほど別な問題でお尋ねいたしますが、いま申し述べましたように、政府が答弁しているものが間違つてているということでは、非常に私は問題だと思うんです。しかし、何を書いてないのか、それが問題だと思うんです。したがいまして、いつの時期に、どこの工場

で何名というふうにお願いします。

○説明員(山本秀夫君) それでは続いて申し上げます。四十六年の三月に、日本コンデンサの工場で数名が発生していました。これは人数は正確ではありません。そのほかの事業場につきましては、罹病者がないというようなことでございました。

○説明員(山本秀夫君) それでは続いて申し上げます。四十六年の七月ごろ、三菱モンサントという会社で、二人の方がP.C.Bによる治療をいたしました。その際、この規則に基づきまして、健康診断規定はなお公布されておりませんので、さらに調査を進めておりましたところでござります。で、その後この問題がございましたので、さらに調査を進めておりましたところでございました。そこで一人P.C.Bに現状把握しているものを御報告いただきました。

○説明員(山本秀夫君) それではお答え申し上げます。

○説明員(山本秀夫君) それとは別に、四十六年の七月ごろ、三菱モンサントという会社で、二人の方がP.C.Bによる治療をいたしております。それから、P.C.Bによる皮膚炎を起こしておつたということを聞いております。その方はいずれも野県に一ヵ所ござります。そこで一人P.C.Bによる皮膚炎の方を見つかりました。そのほかにも新聞には必ずいふん出ております。それから当時は油症患者といいますが、P.C.Bによると思われる患者は見当たりません。それから、それ以後になりまして、コンデンサーというようなものを取り扱っている工場を中心調査をいたしてまいりました。そこで数名の皮膚炎の方が見つかった……。

○説明員(山本秀夫君) どこで。

○説明員(山本秀夫君) 日本コンデンサというところでござります。

○説明員(山本秀夫君) ちょっと答弁の途中ですが、私は具体的な問題を一つあげていただきたいんです。したがいまして、いつの時期に、どこの工場

あります。

○小平芳翠君 どうも、労働省のほうでは的確な職業病としての判断がつかないでいるんでしよう。実際問題、この有機塩素が蓄積をしているということがどういう障害が起きて、どういう場合に職業病、労災の適用を認定するか、つきまづか、それは。

○ 説明員(松尾弘一君) 先生御指摘のように、P.C.B.の毒性、それから人体に及ぼすいろいろな影響というものが、今日まで具体的に、率直に申し上げまして、把握されておりません。先ほど申しましたように、三菱センサントの皮膚炎、これにつきましても、P.C.B.によるものであるかどうか、いま目下検討いたしておりますが、結局のところ、認定基準の整備を早急にはかるべきであるということで現在検討を進めておるところでござります。

○ 小平芳平君 そういうように認定基準さえはつきりしないで、それで、この研究をしている学者によりますと、労働職業病が発生しているに違いない、職業病が必ず発生していると断言している人がいるのですが、それをなるべくはずそう、はずそうといつてやっていたのじやだめなんですね。それを早く認定基準をつくって認定するようになると、それから環境庁としては、この労働災害のほうは企業がわりあい気をつかうけれども、環境破壊はほってあるというような、それがもう現在の姿なんですね。ですから、労働災害のほうとしては非常に安全衛生に注意するように工場はしたのだが、実際問題、その除去装置がない。わけのわからないため池へ、ただ水を流し込んでおくというようなのが現状でしよう。しかも、それを規制する法的根拠もないのが現状でしょう。これじゃいけないと思うんですね、環境なつておらない現状もございまして、從来から健

康有害物質というような指定をしておりませんし、したがいまして排水基準その他の、排出その他規制につきましても、まあ手を打つておらないと、いという状況でございます。また、すでに汚染されました水質並びに土壤等の調査につきましても、従来必ずしも分析方法が確立しておらないと、いうこともございまして、調査のほうも手おくれで、あつたといふことも、これはまあ事実でござります。そこで私ども、おくればせながら至急調査等を進める一方、規制等につきましても、暫定的な基準でもつくりたいということで現在準備中ということございます。

○小平芳平君 長官、その環境規制は早くやりましょうね。調査調査と、それも研究者のお話によりますと、もう実態調査とか資料収集の段階でやらないというんですね。これだけ実態調査が発表され、資料が発表されていて、環境規制一つできなのははずはないというんです。ですから、そのうちにそのうちにと言つていないので、早くもう、きちっとやるべきじゃないですか。

○國務大臣(大石武一君) それは小平委員のおっしゃるとおり、もう何か的確な手をどうに打たなければならぬ時期が来ておると私も考えております。ただ殘念ながら、やはりいろいろな準備不足のために、このような事態でありますことは恥ずかしく思う次第でありますが、何とかいたします。とにかく一応の基準をきめなければなりません。ですから厚生省に急いでもらいまして、少なくとも来月か再来月にははっきりときめまして、それで一応のよりどころをつくりましてからこれに対処してまいりたいと考えます。

○小平芳平君 そうです。来月か再来月に、もう環境規制、排出規制をやつて、そうしなければいつまでたっても不安が除かれないのでですね。それからちょっと話が違いますが、労働省のほうで、これも私が予算委員会で指摘した点なんですが、島根県の笹ヶ谷鉱山。この島根県笹ヶ谷鉱山の砒素鉛山の労働者の労災適用について、これはも

う岡山大学医学部の青山先生が、ほとんど間違いない

そういう、こういう健康診査をやつておられるわけで
すがね。特に、昭和二十二年以前に退職された方
はともかく、それ以後なお働いておられたとい
う方は、そうちゅうちよすることなく、砒素中毒
の専門家の青山先生がこういうふうに現地で検査
をしておられるわけですから、適用をしてあげる
べきですね。この点どうなつておりますか。

すでに、きょうだと思いますが係官が参つて、その方面のことも含めて指導あるいは事情聴取をやつております。

○小平芳平君 それから、これは環境庁ですが、この笛ヶ谷の住民の健康調査はどのように進めようとしておられますか。

○政府委員(船後正道君) 笛ヶ谷地区の住民の健康調査につきましては、島根県で四十五年の十二月に一度やつたわけでございます。これは前回も御報告申し上げましたように、この結果発見されました十六名の要精密検査者につきまして島根大学で精密検査を行ないました結果が、当時では砒素による影響は認められないという結論になつたわけでござりますが、砒素による慢性異常につきましては医学的にも未知の点もございますし、また、当時の調査地域がそのままでいいかどうかなどいろいろ点につきましても、なお私ども問題があると思ひます。

したがいまして、現在島根県におきましては、住民の健康調査をあらためて実施するということにいたしまして、鳥取大学が中心になると思いまが、専門家に依頼いたしまして前回の調査の再検討、これをやつております。さらに、今回やる調査につきまして、対象地域をどうするか、検診方法をどうするかということにつきまして、現在具体的な検討をしておるところでございますが、環境庁といたしましても、島根県と連絡をとつて必要な指導等は積極的に進めている考え方でござります。

○小平芳平君 この現地検診をおやりになつた青山先生からは、県のほうへ診断報告が出ておるでしょう。それは、元従業員とそれから地域住民に分けて報告が出ているでしよう。それはごらんになつていませんか。

○政府委員(船後正道君) 岡山大学の青山先生が調査されました方々、二十数人であったと思いまが、県のほうへは報告が行つておるようでございます。ただ私どものほうでは、個人の方につきましての詳細なる検診の結果は存じておりませ

ん。

○小平芳平君 これは大石長官、ちょっととけたが大きいわけです。予算委員会でる説明しましたからここで説明は繰り返しませんが、また被害地域も広いわけです。したがって、長官みずからというわけにはいかないかもしませんが、要すれば係官を派遣しまして、早くこの健康調査——先ほどの労災適用も、結局労働省は県を待つてます。あるいは環境省の判断を待つているような向いもあるわけです。はたして砒素中毒かどうかということをすぐ言いますから。ですから、派遣しまして専門家による検証を早く進めていただきたいと思います。いかがでしよう。

○国務大臣(大石武一君) さつそくそのように手配させまして調査させるように、もう少し合理的な、納得のできる調査をさせるように、さつそく指示いたしました。

○小平芳平君 それから自治省来ておられますか。

これも同じく予算委員会で、私が簡易水道とそれから水源供給事業ですか、この点について、こうした公害地における簡易水道あるいは水を供給する事業施設をつくる場合には地元負担がないようすべきではないかと、いままでは井戸水を飲んで何ら疑いなかつたわけです。それが、いつの間にか井戸がだめだからあわてて水道を引けといふことになるわけですから、地元負担がないといふふうにしてほしいと言うのに対して、自治大臣は、四万円あるいは九万円という町負担がつくだけなんだ、あとは国と県と起債でまかなえるんだと、こういうように、四万円、九万円という答弁をしているのですが、実際問題、赤字団体になつちやうわけなんですね。起債を町負担でないといふふうに見られないわけですね、実際問題は。したがつて起債と町の負担、現金負担、水源調査とかそういうものを合計すると、五二%くらいが町負担になつてあるわけです。

こういう点を、自治大臣は地元負担はないですよと言われたのですが、実際は五二%にも負担が

なつてゐるので、これをひとつ、私が述べるよう

な公害地に対する特別の考え方を持つて施設をつくるべきだということに対し、どう考えられま

すか。

○説明員(近藤隆之君) 先生のおっしゃる地元負担という意味が市町村の負担という意味でござりますれば、御説のように負担はあるわけございません。ただ、それは地方債と一般財源とによりまして建設に支障がないように措置しておるわけであります。ただ、それは地方債と一般財源とによりまして建設に支障がないように措置しておるわけでございまして、住民の方々には御迷惑をかけない形になつております。地方財政計画上におきましても、毎年度のその地方負担額につきましては、全額財政計画上財源措置をいたしております。

○小平芳平君 それは工事に支障はないけれども、町の負担がずっと残るでしよう、起債で。それを特公とか、めんどうを見るような方向を打ち出すべきだと私は言つてゐるんです。

○説明員(近藤隆之君) 個々の地方債の元利償還金について、それをどのように見ていくかという問題かと思いますが、簡易水道事業は、御承知のようにこれは準公営企業ということ、一般会計ではございません。したがいまして、一般会計からの繰り出しという形で財源措置をするわけでござります。

○小平芳平君 そんなこと聞いてるんじゃないけれども、もういいです、時間がないから。

今度はちょっと話が違いますが、通産省、沼津

で採石事業をやつている業者がある。これは環境破壊なんというもののやないんですね。とにかく山を大々的に切りくずして、そのため四世帯が、もうとにかく避難命令が出て、がけがくずれるとか、こういうことが、採石業者が仕事をやつた結果、静岡県の沼津市の一角で起きているわけです。これが通産省、どんなふうに調べてこられたですか。

○説明員(江口裕通君) ただいま御指摘の点は、

沼津市の江の浦の、大久保山の松倉採石株式会社の採石場の件の御指摘かと存じます。

確かに御指摘のように四十六年の九月七日、そ

れから四十六年の十月十四日、同じく本年の一月

十二日に、採石場のたまたま反対側にござります。

山の斜面がくずれまして、土砂が崩壊しております。それで、これも御指摘のように九月七日の際には、民家一軒に土砂が押し寄せております。そ

れからさらに十月、同じく本年の一月には、崩壊してまいりました北側のところにまた二ヵ所ばかり斜面がくずれまして、この際四軒ほどの家屋の避難が行なわれるという事態があつたようになります。したがいまして、私どもといひました

しては、地元の静岡県及び松倉採石株式会社のほうに連絡をいたしまして、至急現場を見、対策を

検討するようにお話しておつたわけでございま

す。

○小平芳平君 業者は、通産省の許可を受けてい

るんだから山の石をとつて何が悪いと、こういうことを言つてゐるわけですよ。しかも、通産省の許可を受けているということだけで、環境破壊どころじゃない、生命の危険が迫つてゐるわけです。ですから、通産省はどういう場合に許可する

んですか。どういう場合に許可しないんですか。

○説明員(江口裕通君) 御存じのように、採石法

は昨年の六月に改正されておりまして、その際の改正の趣旨は、從来届け出制度で行なわれてお

ります。した。それから、事業に着手いたしました採石事業というものは、登録制度になります。

○説明員(江口裕通君) 御存じのように、採石法

は昨年の六月に改正されておりまして、その際の改正の趣旨は、從来届け出制度で行なわれてお

る民間があるというところを、写真を持って陳情を受けて、通産省は現地に係官を行かせたわけ

でしよう。何と報告をしたのですか。

○説明員(江口裕通君) 実は、現地の調査をいたしましたのはごく最近の時点でございまして、そ

の段階におきましては、先生御存じのことと存じますけれども、現在土砂くずれのありました部分

は、すでに昭和四十三年に二メートルのコンクリー

ト擁壁が築かれております。その後さらに防災

の観点から、四十六年になりまして防災擁壁を三

十センチかさ上げいたしまして、その上にもう一

つ、五メートルの金網のフェンスを設けておるま

す。その状態でござります。現在のところでは、係

官が参りまして見たところにおきましては、その

次の土砂くずれというようなものは万々あるまい

と。というような報告を聞いておる次第でございま

す。

○小平芳平君 万々あるまいといつても、これが

らが雨期ですよ。だいじょうぶですね。

ところで、いまの防災工事は単独林業振興事業

復旧ということでやつたというんですね。これは

農林省ですか。それで業者が石をとつた。そのた

めに崩壊が相次いで起きているわけです。九回と

いうと、尋常の崩壊ではないんでしょう。そういう

業者が石を掘つたために崩壊が始まつた。そ

れを、業者が崩壊防止をやつたのじやないですかね、県か市でやつておるわけでしよう。その点はどうなんですか。

○政府委員(福田省一君) 昨日、静岡県のほう

で連絡をとつてみたのでございますが、そうしまし

たら、これは石をとつた場所の山の反対側のほう

が、昭和四十六年九月の台風二十三号と二十九号

でございますが、その際に崩壊した。この原因

が、こちらの石をとつたための、ハッパをかけた

ためであるのか、あるいは台風のために崩壊した

のか、その辺の原因はつきりはしないけれども、いざれにしても非常に危険に瀕したので、県

としましては補助を出しまして、三分の二補助でござりますけれども、この砂防工事を実施し

た、こういうふうな連絡があつたわけでございま
す。

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通

で、これは諏訪県の知事が、この問題を含めまして今後採石するかどうか、なお治山工事をいかにしてするかということについては、ただいま検討して計画中だそうですございます。その結果を林野庁によって用意をしてお預け申します。

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリッパー法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようございまます。したがいまして、少なくとも今後は、火薬

○小平芳平君 ですから、そういうふうに、説明としてでも聞きました上で適切な処置を指導してまいりたい、かのように考へておるわけでございます。

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリップル法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようございまます。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむなどいうようなことはまずなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございま

されるよう、これは採石が原因じやないんだと。わざか二、三年の間に九回にわたって大崩壊があつた。四軒の人は実際に住めなくて、消防署や警察の命令で、避難命令を受けて避難しちやつてゐる。少しは采石が原因じやないんだ

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となりますが工法が、俗にリップバー工法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようございまます。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によって震動を受けまして、地盤はだがゆるむというようなことにはまざなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございます。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もありますかと思われますので、なお原地にもう一度人を入れ出してしまして、地元ともよくお打ち合わせいたしま

る筋もないわけですね。ところが、その点は業者も、自分が関係ないとは言つてないわけですよ。ですから、避難した人にはわずかな賄費でもして

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを持見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリッパー法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむというようなことにはまざなるまいというふうに考えたる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でござります。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もあるうかと思われますので、なお原地にもう一度人を出してしまして、地元とともによくお打ち合わせいたしまして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申しましたよう

うかというような話も出るのですが、全然まとま
らうという気配はないわけです。ですから、どう
も農林省といい、通産省といい、もう地元へ行く
と通産大臣の許可があるんだからということで強

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリッパー法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようでござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむというようなことにはまずなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございます。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もあるうかと思われますので、なお原地にもう一度人を出してしまして、地元とともによくお打ち合わせいたしまして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申しましたように、実情をよくこちらのほうでも調査いたしましたて、県のほうと十分連絡をとつた上で、非常に危険な状態であるということはこれはたいへんなことでござりますので、対処してまいりたいと、か

か、
行されてしまうというところから、やむを得ず通
産省まで陳情に来ているのですから、そういう
点、自然崩壊なのか、業者の採石によるものなの

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリップート法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようでござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむというようなことはまずなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございました。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もありますらうかと思われますので、なお原地にもう一度人を出してしまして、地元とともに打ち合わせいたしました。そして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申しましたように、実情をよくこちらのほうでも調査いたしましたて、県のほうと十分連絡をとつた上で、非常に危険な状態であるということはこれはたいへんなことでござりますので、対処してまいりたいと、かように考えております。

○小平芳平君 実情を御存じなければ、これ以上やむを得ないのですけれども、これは大石長官、午前中の、工業開発について住民の生活をといふことでお話がありましたたが、私も全く同感なんですが

それからまた、業者も補償の話に応するという
協定書までつくっているのですから、協定書まで
つくっておきながら、実際の金額の話し合い
がつかないでいるわけだ。もうそこには住めない

によりますと、関係の県あるいは市、あるいは通産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリップート法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようでござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむというようなことはまずなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございます。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もありますからと思われますので、なお原地にもう一度人を出してしまして、地元とともによくお打ち合わせいたしまして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申しましたように、実情をよくこちらのほうでも調査いたしましたて、県のほうと十分連絡をとつた上で、非常に危険な状態であるということはこれはたいへんなことでござりますので、対処してまいりたいと、かように考えております。

○小平芳平君 実情を御存じなければ、これ以上やむを得ないのですけれども、これは大石長官、午前中の、工業開発について住民の生活をということでお話をありましたが、私も全く同感なんですが、こうした採石業者、あるいはその崩壊を受ける地域住民、それは全体としての何十万の市民から見ればわずかかもしれないです。数十万世帯かもしれないです。また採石業者ですから、そう大

はかへ移りたいといつてゐるんですがねと
言う人もあるのに、とてもその話し合いが進もう
ともしないのが現状なんですから、その点、もう
一度ひとつ通産省と農林省からお答えください。

産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となります工法が、俗にリップバー法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようでござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむといふようなことはまずなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございます。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もありますかと思われますので、なお原地にもう一度人を入れ出して、地元ともよくお打ち合わせいたしまして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でございります。

ように、ちょうどたまたま、いま新法に移ります
経過期間中でございまして、一応、新法によりま
して採取計画の認可申請が出されていきます。それ

産省の係官などが一応それを拝見いたしましたところ、採取計画の主体となりますが工法が、俗にリップバー法と申しまして、火薬を使わない段階掘りの採掘法ということになつておるようでござります。したがいまして、少なくとも今後は、火薬等によつて震動を受けまして、地はだがゆるむといふようなことはますなるまいというふうに考えておる次第でござりますけれども、確かにこういった土砂くずれがあつたことは事実でございます。それが、先ほど林野庁からもお答えがございましたように、確かに非常にデリケートな点もありますかと思われますので、なお原地にもう一度人を出してしまして、地元とともによくお打ち合わせいたしまして、今後そういうことのないよう十分注意をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申しましたように、実情をよくこららのほうでも調査いたしましたて、県のほうと十分連絡をとつた上で、非常に危険な状態であるということはこれはたいへんなことでござりますので、対処してまいりたいと、かようと考えております。

○小平芳平君 実情を御存じなければ、これ以上やむを得ないのですけれども、これは大石長官、午前中の、工業開発について住民の生活をということでお話をありましたが、私も全く同感なんですが、こうした採石業者、あるいはその崩壊を受ける地域住民、それは全体としての何十万の市民から見ればわずかかもしれないです。数十世帯かもしれないです。また採石業者ですから、そう大企業じやないかも知れないです。しかし、ちよつとこの例はひど過ぎるわけなんです、やり方が。しかも、すでにもうここ二三年に何回も崩壊がきているわけです。はたしてこんな崩壊が年に何回も続いて、さて、やがてこれから五月、六月の雨季に入つて、ほんとうに安心して生活できないうような現状なんですが、こういう点、直接の環境市のお仕事じやないかも知れませんでけれども

も、政治の基本姿勢をひとつ大いに開誠でも発言していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(大石武一君) 私は、御趣旨はごともうともと思います。できるだけの努力をいたしました。

実は私も、いろいろこの山の破壊、こういうのを見て、どうしたらいか、非常にいま困つていいのです。なるほど採石も必要であるかもしれませんけれども、これも国民の財産なんです。どのような権利があって、許可を得たとか、あるいは採掘権を得たからとと言うのでしょうか、わずかの金を払うか払わないぐらいで、このような国民の財産を、かつてにむちやくらに無秩序に破壊していくもののか悪いものか。もう少し何らかの秩序と規制があつていいのじゃないかと私は考えるのです。これはほかの省の所管ですから、いますぐ云々はできませんが、しかし、われわれにも勧告権という行政上の権利がありますので、あまりこれが目に余るものであれば、やはりそういうことは勧告して何らかの規制をしなければならぬと考える次第でございます。

○内田善利君 私は最初、予算委員会で質問いたしましたことについて、もう少しお聞きしたいと思う点をこの委員会でお聞きしたいと思いますが、まず瀬戸内海沿岸の日東化学のアクリロニトリルの廃棄物の問題ですが、この問題をお聞きしたときに、海上保安庁長官が、三月の十一、一二、十三の三日間、操業停止したということなんですが、これについて万全の処置がなされたかどうかということについてお聞きしたいと思いますが、この操業停止をした理由は何でしようか、ますすお聞きしたいと思います。

○説明員(高橋清君) お答え申し上げます。

化学工業は、装置産業のきめといたしまして、年に定期的に定期修理をいたしますが、今回の事件は、その定期修理の際に伴いまして休業いたしました、その際に起きたものでございます。

○内田善利君 このアクリロニトリルは、御承知

のとおり劇物であり、毒劇物取締法の対象になつてゐるわけですが、そういう操業停止をすると私が私は一番大事なのじやないか。そういったことについて、緊急配慮あるいは緊急処置、そういうものがなされたかどうか。また、毒劇物法の取り締まりをやつてある厚生省では、これに対してものような配慮がなされたか。その点をお聞きしいとおもいます。

○説明員(高橋清君) お答え申し上げます。

まことに先生のおっしゃるとおり、化学工業におきましては、通常の場合には非常に高い温度あるいは高い圧力のもとで作業をしておりまして、これが、たとえば定期修理というような場合に操業をとめますと、いわば作業条件が変わりますのでいろいろ問題が起つりやすいことは、全く先生の御指摘のとおりでございます。したがいまして、どこの工場におきましても、そういった場合に備えまして十分の保安設備を通常保有しております。

今回問題になりました日東化学工業の場合にも、実は通常の場合には、生産に伴いまして出でまいりますシアンの処理のために高温アルカリ分解のための装置を備えておりますが、定期修理等の休業の場合には、その高い温度が得られませんので、実はこれに備えまして別途、薬品処理をいたします装置をこういつたいわば緊急の場合に備えましては保有しておりますので、今回問題になりました際に、実はそういう装置を稼働させたわけですが、私どもが会社側から聞いておりますのは、実はたまたま、この保安のための緊急設備の中の配管が詰まつておつたために、言つてみればこの緊急装置が十分に動かさず、高い濃度のシアンがそのまま排水として出された、そして今回のようないわば緊急の場合に備えましては保有しておりますので、今回問題になりました際に、実はそういう装置を稼働させたわけですが、私どもが会社側から聞いておりますのは、実はたまたま、この保安のための緊急設備の中の配管が詰まつておつたために、では、現在海上保安庁等が搜査中でございますので、そこら辺の事情の解説をただいまいたしております。

りますと、毒劇物の製造業者は登録することになつてございます。登録中は、たとえ一時操業を停止いたしましたとしても、操業中でも、全く同様の監督をいたすことになつてございます。

○内田善利君 この辺に私は行政上の問題があると思ひますけれども、医薬品工場の場合は厚生省が所管しておりますが、こういった化学工業部門であれば通産省が所管をしている。そういったところに、毒物劇物取り締まり法でやらなければならぬ、そういうところに、何といいますか、亜砒酸鉱山の場合もこの委員会でお聞きしたわけでありますけれども、これも、劇物としての取り締まりは厚生省がやらなければならないのですが、鉱山のほうはどうしてもやらなければならぬ。あるいはまた従業員の労働衛生関係は労働省と、こういうふうなことで、その接点といいますか、盲点といいますか、こういう点を考えなければいけないのじやないかと思うのですが、環境庁長官、どうでしようか。こういう劇物を取り扱う場合においては、やはり何とかして、通産大臣は工場法をとることでしたけれども、私はこういう劇物はやはり何らかの方法でそういう盲点がないように——いまから質問いたしますけれども、廃棄物を海に捨てるところまで、厚生省は、廃棄物の処理法によって今度は産業廃棄物としての取り締まりをしなければならない。そういうことで、盲点といいますか、行政上の接点が非常に複雑になっているので、こういった突然時に化学分析がなされたかどうか、おそらくなされてないと思うんですが、こういった盲点を直す方法を環境庁としては考えるべきじゃないかと、このように思いますが、いかがでしようか。

○國務大臣(大石武一君) これは他の官厅の所管でありますので、私からとやかく申し上げるわけにはまいりませんし、よく内容も具体的にわかつております。しかし一般的には、このようなことが起こりまして、お互の行政の間に盲点があることがわかりますならば、直ちに盲点を直すのが私はその所管官厅の義務だと思います。

それを怠つては困るのでから、当然直していることと思いますから、ひとつそういうことは、もう少し私のほうでも所管の大臣に話してみたいと思います。

○内田善利君 通産省は、こういう停止が三日間なされたときに、その廢液あるいは薬品処理が完全に行なわれたかどうか、またその廢液を廃棄船に積み込むときにチェックしたかどうか。その点の監督はどうでしょうか。

○説明員(高橋清君) お答え申し上げます。

こういったアクリロニトリルの製造に伴います廃液の処理に関しましては、先生が仰せのとおり、毒劇法でございますとか、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律とか、海洋汚染防止法とか、いろいろ関係の法律がございますが、現在のところ、これらの法律につきましては通産省としては所管しておりませんので、直接には、いわば指導監督をすることにはなつておりますが、業種としては当然通産省も所管しておりますので、関係の業界に対しまして、これらの関連の法規を十分に実施するよう、通常行政指導していきます。

○内田善利君 これは安全なわけですね。

○説明員(貞広豊君) いままでは、私どものほうの取り締まりの面では特に事故は起つております。内田善利君 三井石油化学の岩国の大竹工場、それから三菱化成の水島から、同じように海洋投棄がされておりますし、それから旭化成の川崎の水島から海洋投棄されているわけですが、いままで事故がなかつたということですが、今回に限つてこういう事故が起つておりますが、しかもこれは三日間のそういう操業停止をした関係である

うと、そのように考えられるわけですが、大体無機シアンが、この間もお話しましたように工場側の分析データでは、残液を分析した結果、タルシアンがナンバー1ハッチから五二二 PPM、ナンバー3ハッチから六三一 PPM、いま問題の無機シアンが、ナンバー1のハッチから八一 PPM、ナンバー3から一八六 PPMと、そのような相当多量の無機シアンが出ているわけです。これはこういう被害が起こるのは当然だと、このように思うわけですけれども、この点についてどのように考えられるか、はつきりした答弁をお聞きしたいと思います。

○説明員(貞広豊君) いま先生が言われた数値は、県が独自に検査した数値で新聞に出たものでありますと、廢棄物処理法で監督すべきじゃないかと、このように思うのですが、運搬船のことについても出ているようですが、私の解釈は間違いかもしれませんけれども、廢棄物については、海上で捨てるとも、陸上で処理するとも、廢棄物処理法で監督すべきじゃないかと、このように思うわけですね。というのは、廢棄物処理法に

ておるわけですが、この八千七百トンの廃棄物と同じような廃棄物が、アクリロニトリルをつくっている工場から海洋投棄がされているわけですが、こういったものは、これは何といいますか、安全なわけですね、その点はどうなんですか。

○説明員(貞広豊君) 投棄量につきましては、四十六年二月から四十六年六月までの間、五万五千五百九十九トンを投棄したということになつております。

○内田善利君 私も高知衛研、広島公害研究所等のデータを持っているわけです。たつた一つ工場側の分析データだけをいま申し上げたわけです。工場側の発表した分析データだけを申し上げたわけです。これが一番確かな証拠だらうということを聞いております。

○内田善利君 これは海警のほうに鑑定を依頼中でございまして、その結果はこの月末までに正式にいただける見通しになりますが、中間報告では無機シアンが検出されたということを聞いております。

○内田善利君 私も高知衛研、広島公害研究所等のデータを持つていております。たつた一つ工場側の分析データだけをいま申し上げたわけです。工場側の発表した分析データだけを申し上げたわけです。これが一番確かな証拠だらうということを聞いております。

○説明員(山高章夫君) 一般的に申し上げまして、アクリロニトリルは劇物でございまして、劇物として監督しているわけでございます。今回の場合は、この劇物の中に、毒物である無機シアノ化合物が入っていたという点が非常に問題があると思います。そういう点から、劇物としては必要な措置は十分行なわれていたと思いますが、いま申し上げましたように、無機シアノ化合物が入っているという点で問題でございますので、この点、あらためて十分調査をいたしたいと思います。

○内田善利君 その廢液が、今まで足摺岬沖に上保安庁ですか。私の調査では、四十五年八月から八千七百トン不法投棄されておるように調査し

ておるわけですが、この八千七百トンの廃棄物と同様な廃棄物が、アクリロニトリルをつくっている工場から海洋投棄がされているわけですが、こういったものは、これは何といいますか、安全なわけですね、その点はどうなんですか。

○説明員(貞広豊君) いま先生が言われた数値は、県が独自に検査した数値で新聞に出たものでありますと、廢棄物処理法で監督すべきじゃないかと、このように思うのですが、運搬船のことについても出ているようですが、私の解釈は間違いかもしれませんけれども、廢棄物については、海上で捨てるとも、陸上で処理するとも、廢棄物処理法で監督すべきじゃないかと、このように思うわけですね。というのは、廢棄物処理法に

汚染防止法によって、その政令の定める基準によつて投棄することとなります。その場合の投棄船の登録につきましては、來たる五月二十五日から海上保安庁長官に届け出をするようにきめられております。

○政府委員(浦田純一君) 先ほどの御説明に多少ことは足りない点がありますので、補足させていただきます。産業廃棄物を運搬する船につきましても、海洋汚染防止法が全面的に施行されるようになりますと、当然こちらのほうとして、業者としての許可といつたようなことをすることになります。現在その海洋投棄する海域は、まだ政令がきめられておりませんので、この辺のこまかに、まあいわばこちらの審査基準と申しますか、そういったようなどころの具体的なきめができますので、やつております。したがいまして、将来の問題としては当然やらなくちやならない。それから運搬及び保管の基準というものにつきましては、これはこの規定にかかると、こういうふうになるわけでございます。

○内田善利君 取り扱い業者はもうすでに登録していいんじゃないですか。

○政府委員(浦田純一君) ただいまは、いわば事業者からの委託という形でやつておるということです、正式にはまだ許可されていものはないと承知しております。

○内田善利君 おつしやるとおり、この廃棄物処理法による処理計画も各県でできていないし、この間も申し上げましたように、取り扱い業者も取り締まり法によつて登録しなければならないのに、登録も届け出も全然行なわれていない実情ですね。この点はひとつ厚生省としても早く手を打ついただきたいと、このように思うのです。ギャップがあるために、海洋汚染防止法が施行になるまでというようなことで、非常にぐあいの悪いことが起こつてゐるわけですね。だから、こう

いう公害十四法案のときもそういう施行の日はやはりはつきり同一期日にすべきじやなかつたか

と、このように思うのですね。海洋汚染防止法がいたります。産業廃棄物を運搬する船につきましても、海洋汚染防止法が全面的に施行されるようになりますと、当然こちらのほうとして、業者としての許可といつたようなことをすることになります。現在その海洋投棄する海域は、まだ政令

がきめられておりませんので、この辺のこまかに、まあいわばこちらの審査基準と申しますか、そういったようなどころの具体的なきめができますので、やつております。したがいまして、将来の問題としては当然やらなくちやならない。それから運搬及び保管の基準といつたものにつきましては、これはこの規定にかかると、こういうふうになるわけでございます。

○内田善利君 このアクリロニトリルの廃棄物は、そのようにシアンを——非常に劇物を含んでおるわけですから、A海域ではなくて一番限定されるC海域ですか、そちらに捨てるべきぢやないかと思うのですけれども。

○政府委員(岡安誠君) まあ現在の海洋汚染防止法の政令で考えておりますのは、先ほど海上保安庁のほうから御答弁があつたわけでございますが、廃棄物処理法の政令によりまして、海へ捨てることがができるもの——廃棄物処理法の政令ではなるべく陸上処理を原則とするが、やむを得ざるものだけに限つて海へ捨ててよろしい。——その場合にも制約があるわけでございますけれども、

海に捨てることができるものに限りまして海域を指定し、排出方法を定めるということになつております。いまお話しの無機のシアンを大量に含むような廃液につきましては、これは現在では廃棄物処理法のほうでは規制はございませんけれども、毒物及び劇物取締法のほうで、一PPM以上無機シアンを含んでいるような廃液につきましては、そのままこれを海洋のみならず、どこにも捨ててはならないということになつてゐるわけでございます。これは毒劇法の規定によりまして、希釈その他の方針による以外は海に捨てられないといつたことはあります。だから、こういう

毒劇法の規定によつて処理していただく、そういう法制を考えているわけでございます。

○内田善利君 私は、この廃棄物、これは工場と委託業者の輸送契約、廃棄物の処理契約なんですが、これによりますと、この協定書は、非常に

含むわけですが、一体このシアンを含む廃棄物はいま考えられておるA海域、B海域、C海域のうち一体どこに入るのだろうと、このように思うのですが、この点はどうなんですか。どこの海域に入れるようになるわけですか。

○政府委員(岡安誠君) いま検討されております

海洋汚染防止法の政令の海域の中では、おそらくこれはA海域、距岸五十海里以遠ということになります。A海域ではなくて一番限定されるC海域ですか、そちらに捨てるべきぢやないかと思うのですけれども。

も、この化学工場というのは、何がつくられておるかという非常にいま危険性が多いわけですが、このP.C.B.の問題もそうですけれども、そういう

ある家庭用化学薬品、そういうものについて何らかの規制をするような方法を講じなければいけないじやないかと、このように思いますが、この点どうでしようか。

○國務大臣(大石武一君) 私は、いまの内田委員の御説、非常にごもつともだと思います。当然いろいろな化学製品、ことに化学製品をつくります場合には、やはりその安全性、ことに環境、あるいは健康に対する安全性というものを確保する

ことが非常に大事ではなかろうかと思ひます。そして、おそらく——私は知りませんが、そのような取り締まり法と申しますか、取り締まり行政は、当然あるんじやないかと思ひます。で、たゞいつかも、新潟のタンカーの沈没事件にあたりまして、あの油を吸収する、あれは何と申しましたか

——油処理剤、あの問題につきましても、第二次

公害があるということでいろいろな問題になりまして、内閣の中におきましてもこの問題に関しまして非常に関心が高まりまして、各省庁が集まりまして、十分こういうものに対する厳重な取り締まり、監視をしなきやならぬ、そうして、これが新しい公害を発生しないような、害毒のないようないものをつくらせるよう、みんなでお互いに行政面において努力しようということを申し合わせまして、したがいまして、いま内田委員の仰せられましたようなことをさらに強化してま

ります。

○内田善利君 通産省はどうですか。

○政府委員(久良知章悟君) 先生御指摘になりま

したように、化学薬品と申しますか、化学品には

いろいろな性格のものがあるわけでございます。

毒物・劇物に相当するものもありますし、農薬というように異常な効力を——強い力を持つておるものもあるわけでございます。それから中には P.C.B. のように毒性は低いが非常に分解しにくい、それからまた人体に蓄積するというふうな異常なものもあるわけでございまして、やはり今後新しい化学製品で、毒劇法の対象にならないけれども、こういうような問題が起こる可能性を考えられます。やはりそういう製品につきましては、実用化いたします前に、安全性について厳重なチェックをすることが必要であるというふうに考えられるわけでございまして、通産省といたしましては、現在軽工業生産技術審議会の場におきまして、広く関係者の意見を聞きまして、適正なチェックの基準だとか、体制というふうなものを法規制を含めて早急に検討を行なうということで、懸命に準備をしておるわけでございます。

○内田善利君 じゃ次に P.C.B. の問題について、

前回予算委員会で質問しましたが、さらにお聞きしたいと思います。まず最初に——この P.C.B. について、昭和二十三年から熊本大学の野村先生が研究なさって、発表しておられる。それにもかかわらず、こうして二十数年後やっと P.C.B. の問題がクローズアップされてきたわけですが、その間いろいろなことが起つておるわけですね、P.C.B. について。カネミ・ライスオイル事件も起つておる。いろいろなことが起つておりながら、やつと最近になって問題になり、排出基準あるいは環境基準も来月か再来月というような状況であります。私はもつともと政治姿勢としてこういったことについては早く手を打つべきじやないかたかと、このように思うわけですね。その一つとして J.I.S.、日本工業規格にも、この不燃性絶縁油としての P.C.B. が問題になつて、J.I.S. 規格の中に入っているわけですね。この J.I.S. 規格の中に P.C.B. が入つておるわけですが、ここでどうして問題にならなかつたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

毒物・劇物に相当するものもありますし、農薬といふように異常な効力を——強い力を持つておるものもあるわけでございます。それから中には P.C.B. のように毒性は低いが非常に分解しにくい、それからまた人体に蓄積するというふうな異常なものもあるわけでございまして、やはり今後新しい化学製品で、毒劇法の対象にならないけれども、こういうような問題が起こる可能性を考えられます。やはりそういう製品につきましては、実用化いたします前に、安全性について厳重なチェックをすることが必要であるというふうに考えられるわけでございまして、通産省といたしましては、現在軽工業生産技術審議会の場におきまして、広く関係者の意見を聞きまして、適正なチェックの基準だとか、体制というふうなものを法規制を含めて早急に検討を行なうということで、懸命に準備をしておるわけでございます。

○内田善利君 じゃ次に P.C.B. の問題について、

前回予算委員会で質問しましたが、さらにお聞きしたいと思います。まず最初に——この P.C.B. について、昭和二十三年から熊本大学の野村先生が研究なさって、発表しておられる。それにもかかわらず、こうして二十数年後やっと P.C.B. の問題がクローズアップされてきたわけですが、その間いろいろなことが起つておるわけですね、P.C.B. について。カネミ・ライスオイル事件も起つておる。いろいろなことが起つておりながら、やつと最近になって問題になり、排出基準あるいは環境基準も来月か再来月というような状況であります。私はもつともと政治姿勢としてこういったことについては早く手を打つべきじやないかたかと、このように思うわけですね。その一つとして J.I.S.、日本工業規格にも、この不燃性絶縁油としての P.C.B. が問題になつて、J.I.S. 規格の中に入っているわけですね。この J.I.S. 規格の中に P.C.B. が入つておるわけですが、ここでどうして問題にならなかつたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(久良知章悟君) 工業技術院の標準課長からお答えいたさせます。

○説明員(福田敏南君) お答えいたします。私どもが J.I.S. 規格をつくります場合には、すでに御存じかと思いますが、日本工業標準調査会という調査会の場を通じまして、——その下に幾つかの部会及び専門委員会がありますが、そこにそれぞれの専門の方及び学識経験者を委員として集まつたとして、厳密に審査をしまして制定いたしております。したがいまして、そのできました製品については、これは一般に認められた品質のものとして通つておるわけでございます。が、この場合に現在問題になつております P.C.B. の規格につきましては、そういう意味から厳重な品質の規格は制定いたしておりましたけれども、それが長時間にわたつて使用されました場合にどういう影響を及ぼすかということにつきましては、当時この規格が十数年前にできましたときには、まだかかるべきデータもございませんし、想定されなかつたという状況でございます。

○内田善利君 標準委員のメンバーはどういう方々なのか、その氏名と所属をお聞かせ願いたいと存じます。

○説明員(福田敏南君) 委員長は青山学院の理工学部の斎藤幸男先生にお願いしまして、二十三名の委員の方からなつております。これを全部申し上げるわけでございますか——。

斎藤青山学院大理工学部教授、それから中川工業技術院技官、金指電気試験所材料部の技官、丸田通産省化学工業局技官、沼倉武蔵工大工学部教授、上田名古屋大学工学部教授、それから河村とおっしゃる松村石油の技術課の方、若菜とおっしゃる昭和石油の製品技術部の方、山片とおっしゃる鉱業の方、木村とおっしゃる日本石油の中央研究所の方、松岡とおっしゃる鐘淵化学の方、高とおっしゃる三井セメントの方、安田とおっしゃる東京電力の方、涌島とおっしゃる関西電力の方、神田とおっしゃる技術研究所の方、山崎とおっしゃる中部電力の方、

しやる日本コンデンサの方、山内とおっしゃる松下電器産業の方、吉田とおっしゃる日新電機の方、小南とおっしゃる大阪変圧器の方、山岡とおっしゃる富士電機の方、宮内とおっしゃる日本電機工業の方、常田とおっしゃる国有鉄道の方、それだけでございます。

○内田善利君 いま専門委員を読み上げていただきましたが、その当時 P.C.B. の毒性がわからなかつたということですけれども、やはり生物関係、生物化学関係、そういうメンバーやが入つてないことがこういう結果を生じたのじやないか。メンバーを聞きますと、日本コンデンサとか、松下電器とか、現在使用している工場の関係者が多いよう思ひうますけれども、これでは P.C.B. の規格をきめても、ほんとうに国民のための、健康を守るために規制にはならないと思いますね。

J.I.S. 規格というのは日本工業規格ですから、いろいろなパーセンテージとか、その他をきめることだと思いますけれども、やはりその J.I.S. をきめる場合には、制定方針は、産業の発展と合理化を促進するもの、それから消費者の利益を保護し、産業公害の防止、産業保安、労働安全、国民生活の安全、衛生に役立つといふことが制定の方針なんですね、それは間違ひありませんね。

○説明員(福田敏南君) いま先生の御指摘のとおりでございます。

ただ、いま私が委員の方を申し上げましたけれども、この不燃性絶縁油がつくられましたのが昭和三十二年でございます。いま私が御報告した委員の方は現在の委員の方で、当時は若干入れかわつておりますが、当時の名簿については、ちょっと手元にございませんので、あらためて——。

○内田善利君 現在の委員ならなおさら問題だと思ひます。当時の委員なら考えられないことわざりませんけれども、現在の委員の中に生物化學關係者がいないことは問題だと思うんですね。一体、三十二年の九月から委員会を何回持つたのですか。

○説明員(福田敏南君) 三十二年に制定されました、私どもの規格は、三年に一回見直せという法律上の規定がございます。したがいまして、その規定に従つて三年に一回ずつ規格の見直しをやつておりますが、途中、三十八年と四十五年に若干の手続を終わりまして、五月早々には公示になるという段階になつています。

○内田善利君 三井セメント、それから鐘淵化學等の委員もおられるようですが、こういった生産工場は、メーカーは P.C.B. の毒性ということを知つていただけますから、P.C.B. を使用してコンデンサーをつくるとかノーカーボン紙をつくるといふメークーは知らないでも、三井セメント、

鑑測化学会はその毒性については知っていたはずなんです。そのメンバーがこうしてJIS規格の制定委員会になっているわけですから、もう少しこの辺で何とかできなかつたものか。まあ変な疑ぐり方をすれば、この委員会はそういった行政との癒着といふようなことも、疑えは疑えないことはない、そういうようなメンバーと私は思うのですね。もう少し生体化学関係も入れて、そういう毒性などにも配慮していくべき、今日のようなことは起らなかつたのじやないかというように思うわけですね。いまJIS規格もこの不燃性絶縁油については廃止するということですけれども、私はもっともと規制をしていくべきやないか。

先ほど環境庁長官も、五月、六月には排出基準また環境基準をきめられるというわけですが、私は、こんなに問題になつてゐるP.C.B.ですから、もう使用の禁止あるいは製造の禁止、そういう強い手段を講じない限り、環境規制をしても、これはもう環境に流れ込んでおるわけですから、むしろ私はその根源を絶つ以外にないのじやないか。私の聞くところによりますと、各県の衛生研究所等でそれぞれ採水しては分析をいまやつておられるよう思ひますが、そうすると、各県からまたいろいろな食料品からのP.C.B.の汚染状況が刻々発表になるんぢやないかと、このように思ひます。したがいまして、環境のP.C.B.の汚染については、その根源をもう断つてしまふ方法を講じなければ、いつまでもこの状態は続くのじやないかと、このように思ひますが、この点は環境庁長官、いかがでしよう。

○國務大臣(大石武一君) それはお話のとおり、

当面の問題として一番大事なことは、やはりわれわれの環境からこのP.C.B.を断つことだと思います。そのためには、通産省でも努力をいたしました

て、すでに開放型のものは去年からもう生産ある

いは使用を中止しておりますし、閉鎖型のものも、あまりいい性能を持っているために代替品がないということもありましようが、一部の使用だけはどうしてもやめるわけにまいりませんで、いまのところ嚴重な監視のもとに、完全に外界と接触を断つという条件のもとに一部の使用だけ認めることになつておるのでございまして、これを確実に行ないますならば、確かに外界との接触、環境との間の接触が断つてゐます。それから、母乳の中に入つた云々の問題もありますが、これは必ずしもそう数は多くありませんけれども、こいつらのものも、やはりこのようないくべき見點からすれば一応は注意して、飲むか飲まないかをきめたらいいと、これはわざかなことでござりますが、そう思ひます。

そういうことで断ちますが、しかし何と申しますても、いままでどこにどう散らばつて、おそらく何万トンというものが使用されているわけですから、どこかに非常に汚染が広がつてゐるに違ひないので。それをどの程度、どのように広がつてゐるのかということ、並びにP.C.B.がどのようなプロセスで、どのようなメカニズムでわれわれのからだの中に、いろんなものを通して入つてきて、どのように蓄積され、どのような病理的変化を起こしてわれわれの健康を傷つけるのかといふような、基本的なことをやはり確かめることができます。どうしても必要だと思うんです。

そういうことをいま各省庁で急いで努力いたしておりますが、そういう結果を待つだけではなくて

も手おくれでありますので、おっしゃるとおり至急、環境基準と申しません、これはほんとの指針でござります、暫定基準でござりますが、一応の

これを早く全国的に統一してきめまして、これを申しますが、そのうちにクロロジヘンソフランとかいう関係もございましょうが、これはまたやはり研究班でそれぞれの所管の官庁のほうでもつておやりになる、あるいはそういったような計画を持っておられるということだと思ひます。

○内田善利君 ヘドロについてはどうですか。

○政府委員(岡安誠君) 実は、先ほど申し上げま

したように、現在標準化されておりますのは上水道用水、それから食品中のP.C.B.の分析方法でございまして、それ以外の工場排水等の汚水なり土壌、特にヘドロ等の問題につきましては非常にむずかしい問題がござります。特にヘドロにつきま

しては、現在私どものほうから静岡県のほうに委託をいたしまして、同県の田子の浦のヘドロ中のP.C.B.の分析等につきまして、従来確立いたしま

した方法によつてどれだけ正確なP.C.B.が検出で

はできるということをごりますから、それをわれわれは心待ちにしておるわけでございます。そ

ういうことで、できるだけ早くよりどころをつくりまして、いろいろな総点検の結果、われわれ今後いろいろな食物にそれぞれ接触しますけれども、それについての基準、指針、こういうものを

早くきめてまいりたいと考えております。

○内田善利君 厚生省にお聞きしますが、分析方

法は食料品関係は決定したと思ひますが、それ

も、また土壤関係もそだと思ひますが、そのほかど

ういう分析方法を確立されるわけですか、どうい

うものについて。

○政府委員(浦田純一君) 厚生省が科学技術庁の特別研究調整費の研究の一部を引き受け、分析法の標準化と申しますか、をやっておるわけです

が、御指摘のように、食品、ことに乳肉製品、こ

れはすでに分析法が定まりまして、い生盛んに実

態調査をやつております。それからもう一つは水

でござります。水につきましても分析方法を標準化いたしまして、これも現在盛んに実態調査をやつております。これらはいずれも日々その結果がまとまるという段階でござります。

○内田善利君 次に、きのうの発表では、大阪府の衛研で発表いたしました試験結果につきましては、まだその不純物がどういうものかといふところまでの断定は行

なわれていなかつたのではないかといふように受け取つておりますが、かりに、その中にクロロジヘンソフランという毒性の高いものが入つていて

れば、これはP.C.B.よりもさらに毒性が高いわけござります。その点につきましては、わが国で製造されたP.C.B.の中には、生産者の分析結果ではクロロジベンゾフランというものは検出されていない

といふ報告を受けております。

○内田善利君 酸素が二つつくついたボリ塩化ジ

ベンゾオキシンはどうですか。ダイオキシンです

ね。

○説明員(小幡八郎君) ただいま私クロロジベン

ゾフランというように申し上げましたけれども、

ただいま先生御指摘のクロロジベンゾオキシンと

いうものを意味して申し上げたつもりでございま

すが、それについては検出されてないという報告

を受けております。

そこで、先ほど長官からお答えいたしましたとおり、はつきりした方法が決定いたします前に

おきましたが、これまでに改善を加えまして、できるだけ早い機会に、必ずしも完全ではなくともそういう方法を用いまして、全国的主要汚染地帯につき

ましての水質、土壤、ヘドロ等につきましての分

析調査をいたしたいというふうに考えております。

○内田善利君 大阪府の衛研で発表いたしました試験結果につきましては、まだその不純物がどう

い部類ではなかろうかというふうに実は考えてお

ります。

そこで、先ほど長官からお答えいたしましたとおり、はつきりした方法が決定いたします前に

おきましたが、これまでに改善を加えまして、できるだけ早い機会に、必ずしも完全ではなくともそういう方法を用いまして、全国的主要汚染地帯につき

ましての水質、土壤、ヘドロ等につきましての分

析調査をいたしたいというふうに考えております。

○内田善利君 次に、きのうの発表では、大阪府の衛研が、国産のP.C.B.に不純物が共存物質が知

りませんが、ダイオキシンという猛毒物質が入つておるということですが、この点についてはどう

把握しておられますか。

○説明員(小幡八郎君) 大阪府の衛研で発表いたしました試験結果につきましては、まだその不純

物がどういうものかといふところまでの断定は行

なわれていなかつたのではないかといふように受け

取ります。かりに、その中にクロロジヘンソフラン

という報告を受けております。

○内田善利君 酸素が二つつくついたボリ塩化ジ

ベンゾオキシンはどうですか。ダイオキシンです

ね。

○説明員(小幡八郎君) ただいま私クロロジベン

ゾフランというように申し上げましたけれども、

ただいま先生御指摘のクロロジベンゾオキシンと

いうものを意味して申し上げたつもりでございま

すが、それについては検出されてないという報告

を受けております。

○内田善利君 この国産PCBに猛毒物質があった、これはダイオキシンということですが、このダイオキシンというのはいま言つたポリ塩化ジベンゾオキシンと、こういうことです。

○説明員(小幡八郎君) はい。

○内田善利君 いまあなたがおっしゃったのはポリ塩化ジベンゾフランということですね。これはPCBに酸素が一個くついたやつ、私がいま言つたダイオキシンは二個酸素がくついたやつということらしいんですね。だからそれが含まれてなかつたと言われるわけですね。

○説明員(小幡八郎君) PCBの酸化物が製造工 程中で副生されるといたしますと、PCBには御 承知のように幾つかの塩化物がござります。した がつて、それぞれの塩化物に応じた酸化物とい うものができるであろうということは想像されるわ けでございますが、これらの物質が分析結果では 検出されていないというよう聞いております。

○内田善利君 そうすると、大阪府立衛生研究所 が明らかにしたこれは、うそだということです

○説明員(小幡八郎君) 大阪府の衛研の試験は、 PCBと不純物を分離いたしまして、それぞれの 毒性試験をやつた結果、不純物のほうが毒性が高 いというように発表されていると思いますが、そ の不純物がどういうものであるか、どういう物質 であるかというところまではまだわかっていない のではないかと思います。

そこで、その不純物の中にPCBのいま御指摘 のあつたような酸化物がはたして入つているのか どうか、どういうものであるかという点について の知見がございませんので、大阪府の発表がうそ だというようなことではなくて、もう少しそ よつてきたところを調べる必要があろうかとい うように考えております。

○内田善利君 PCBを使つたコンデンサー、あ

るいは感圧紙もそうですが、焼却炉で焼却する

いうお話を聞きましたが、このPCBに酸素が燃

焼のときにくつついで、この猛毒の、いまおつ

しやつたような物質が出る可能性はあるかない か。

○説明員(小幡八郎君) 現在、メーカーにおま してPCBを焼却しております温度は千三百度以 上でございまして、PCBを焼却する際に酸化物 が放出か、あるいは出ないかという点について

は、まだその燃焼過程まで研究されておりま せんけれども、かりにその過程で一時的に発生するこ とがあるといたしましても、PCBに比べまし

て、PCBの酸化物はその安定性の点におきまし て同等あるいはそれ以下ではないかというよう

に推定されますので、最終的には煙道ガス中にそれ らの酸化物が残ることはなかろう。やはりPCB と同様に塩酸ガスあるいは炭酸ガス、水蒸気とい うものに変わってしまうというように考えており

ます。

○内田善利君 それじや、こういった毒物が出る 心配はないと。ただ、塩素ガスの心配はあります

ね。

○説明員(小幡八郎君) 塩酸ガスが出てくるの は、これは当然でございます。この点につきまし ては、苛性ソーダによって中和処理をしておりま す。

○内田善利君 PCBが自然界で紫外線等の影響 を受けて、酸素がくついて、いま言つた猛毒物 質が発生することは考えられますか。

○説明員(小幡八郎君) たいへんむずかしい問題 でございまして、まだ私どもそこまでの知見は持つて おりません。

○内田善利君 こういうことが発表になつたわけ ですが、御答弁はそういうことはないという答弁

でございまして、まだ私どもそこまでの知見は持つて おりません。

○説明員(小幡八郎君) これは、この点につきまし ては、苛性ソーダによって中和処理をしておりま す。

○内田善利君 PCBが自然界で紫外線等の影響 を受けて、酸素がくついて、いま言つた猛毒物 質が発生することは考えられますか。

○説明員(小幡八郎君) たいへんむずかしい問題 でございまして、まだ私どもそこまでの知見は持つて おりません。

○説明員(小幡八郎君) これは、この点につきまし ては、苛性ソーダによって中和処理をしておりま す。

○内田善利君 そうすると、大阪府立衛生研究所

が絶対に入つていないと、私どもも言い切れな いのではないかと思います。ただ先ほど申し上げま したのは、現在の分析方法ではそれらの物質が検知 されなかつたということを申し上げたわけでござ いますけれども、たとえば分離濃縮するというよ うなことをいたしますれば、あるいはそういうも のがある程度濃縮されまして、PCBに比べまし て、そういうものが入つた留分というものが、毒 性が高くなるということはあり得ることかと思ひ ます。

○内田善利君 時間がきましたので結論だけお聞 きしますけれども、いま国内で感圧紙あるいはコ ンデンサーの販売についていろいろお聞きしたわ けですが、企業が大学の教授にお願いして、非常 に簡単な結論で市販されているように思ふんです けれども、この内容を見ましても、急性あるいは 亜急性の問題は三十日間ぐらいの間にテストして あるようですねけれども、慢性中毒についてはテス トはなされていないわけですね。そのまま市販さ れていることに対して環境庁長官から、やむを得 なかつたというふうな答弁があつておるわけです けれども、この代替品を市販するについても私は 政府の姿勢が非常に甘い、そのように思うわけで すね。やはり通産省、アメリカあたりでは新製品 の場合は2年間ぐらい使用して、そして安全性を 確かめてから市販しておる。これほど問題になつ ておらずと私推定いたしておるのでござりますが、今 後この種の問題につきましては、現在通産省にお きましても具体的に検討いたしておるわけでござ いまして、環境庁といたしましても、各省と十分 連絡をとりながら、その安全性の事前の確認とい うことにつきましては万全の措置を講じてまいり たいと、かようく考えております。

○内田善利君 私は、こういった大きな問題です から、やはり安全性が解明するまでは発売を禁止 すべきじやないかと、このように思いますが、通 産省どうでしよう。

○内田善利君 私は、こういった大きな問題です から、やはり安全性が解明するまでは発売を禁止 すべきじやないかと、このように思いますが、通 産省どうでしよう。

○説明員(小幡八郎君) 現在の法体系のもとでは 事前チェックという制度がございませんで、この 点につきまして先ほども通産省におきまして早急 に検討するということをお答えいたわけでござ ますけれども、現在の段階では販売された場合に

ますけれども、現在の段階では販売された場合に 事後にチェックして、それがもし危険なものであ れば生産、使用をやめさせる、こういう方針でい るわけでござります。

○説明員(小幡八郎君) そこで、現在開発されているPCBの代替品、特に感圧紙用の製品について、はたしてこれが危険なものであるかどうかと、この点について環境庁長官に、やむを得な

いといった姿勢が今後の公害行政について大きな悪 影響を及ぼしていくくんじやないかと、このように

思つわけですね。その点についてどのようにお考 えですか、環境庁。

○政府委員(船後正道君) 御指摘のとおり、PC Bの代替品などにつきましては、その急性毒性、慢 性毒性といつたものを十分に検討いたしまし て、それのないことを確認し、また自然界の生態 系に及ぼす影響等も十分解明した上で、生産、販 売に踏み切るというような姿になるのが最も望ま しいと考えております。一般PCBの代替品であ るアルキルナフタリン等につきまして、長官が發 言いたしましたことを私正確には覚えておりませ んが、やはり過去の問題として、この点やむを得 ない事情があつたのではなかろうかという意味だ けれども、かりにその過程で一時的に発生するこ とがあるといたしましても、PCBに比べまして、そ ういうものが入つた留分というものが、毒 性が高くなるということはあり得ることかと思ひ ます。

○説明員(小幡八郎君) ○説明員(小幡八郎君) P C B 中にそういうもの

す。しかしながら、P.C.B.より毒性が低ければ問題はないかどうかというと、そういうわけにはまらないわけでございます。P.C.B.ですら、毒性の点におきましては毒物劇物取締法の対象にはならない程度の毒性を持っているわけでござります。それが問題になつてゐるのは、やはりこれがさきまで自然界で分解しにくくて、そのため魚類等を通じて人体の中へ入つてくるというところに問題があらうかと思ひます。したがいまして、新しい製品につきましても、そのような作用をするものであるとすれば、これはやはりP.C.B.と同様に取り扱わなければならないものだらうと思ひます。たゞ、新製品は化学構造から見ますと塩素を含まない炭化水素でございまして、従来の石油類と同様な構造を持つものというように考えられますが、これは定性的には、自然界で分解するものというように判断しております。ただ念のため、当省におきましては付属研究所で、これらの新製品の分解速度等についてチェックを現在行なっております。

○内田善利君 長官、今までP.C.B.のことについていろいろお聞きしてきたわけですが、最近、不純物がP.C.B.の共存物の中に、P.C.B.以上の猛毒が入っているという大阪府衛研の発表があつたわけですが、そういった中で、この間委員会で御質問したのですが、代替品が昨年の三月から販売されている。當時やむを得なかつたという答弁をいたいたわけですが、いまでもそのお気持ち、か。こういったものは、やっぱりアメリカ同様二年間ぐらいは、安全であるかという点をテストしたあと販売すべきじゃないか、このように思ふんですが、いまでもあの答弁と同じような考え方でおられるのかどうか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) ちょっと私が留守しました間に、局長がうまい答弁をしてくれたようございますので、あまり私から申し上げないほうがあが助かるかと思うのでございますが、私も確かにそういう御返事は申し上げたかと思いますが、こ

とばというのは、長い関連で聞かないとちょっとわからないものですから、どういう前提でそういうことを言つたのか、実は速記を見たいと思いましてが、まだ速記ができるいいというのと御返事を申し上げられるかどうかわかりませんが、これは去年の春ごろから、かわって使っているものですね。ですから、いまさらとがめられても、使っておるもののはしかたがないと、もう使つたもの、それはやむを得ないんだということを言つたのぢやないかと思うんですけれども、その前のこととはわかりませんが、私の気持ちは、おつしやるとおり、安易に代替品に飛びつくのはやっぱり危険だと思います。やはり十分な、それよりはるかに代替品としての意味のあるものでなきやならぬ。たとえば毒性が少ないと見てなければ、簡単に飛びついではいけないという考えに私は変わりございません。

まずとにかく代替品ばかりではなく、これからくるすべてのものも、どんな便利なものであつても有毒でないという証明がなされない限りは、またそれをつくる場合に、つくれて出てくる廃棄物が有害でないという証明がなされない限りはやつぱり使わすべきぢやない、そのような行政でなければならぬと、私はそう考えておるわけでございまさが、そこから同じような思想を持っておりましたので、その思想の実現の一途として、いま世間で言われております自然環境保全法案というものをつくりまして、これを早く御審議を願いたいと思っておるわけでございます。でも、おそらく今まで続けられている自然破壊に対する率直な国民の反対の意志表明だと、こううふうに私は受け取つたわけでござりますけれども、この自然保護憲章は、環境庁において、また政府においてどのようにこれを受けとめられ、また、この自然保護憲章について、今後これをどう立法しない行政の上で生かされるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) これは、私は非常にやりっぱな内容だと思います。これは自然保護団体がたびたび会合いたしまして、お互の英知を出し合つて、そして最後にまとめた案でございます。私は、まことにけつこうな憲章である、これをぜひ全国民に周知してもらいまして、そして自然を守るような心がまえを十分につちかつてもらいたいということを心から願つておるわけでござります。

せつかく憲章案と決議案といただきましたので、これをどのようにして国民の前に出して、国民にそれを受け入れてもらうかということの手段については、いまいろいろ検討いたしております。政府が主宰して、これをいろんな団体、多くの方を集めまして、これを、何といいますか、認めめるような話し合いをしたらしいのか、あるいは民間の団体を中心にしてやつたらしいのか、あるいはまた、これをどういう形か——まあ開議へ持ち込みまして、あるいは閣議の了解とか、了解でなくともみんなに話をしたらいいとか、いろんなことを考えておりますので、何か一番適切な、みんなに受け入れられやすい方法を考え、そのうちこれ周知させたいと考えている次第でござります。

○加藤進君 初めに大石長官に伺います。

報道によりますと、四月の二十二日に、民間の自然保護関係諸団体の努力によりまして自然保護憲章の最終案をまとめた。この自然保護憲章は直ちに決議とともに環境庁の長官の手に渡されたと、こういうふうにありますけれども、これはそのまま事実でありますでしょうか。

○國務大臣(大石武一君) そのとおりでござります。

○加藤進君 私は、新聞を通じて、この最終案の内容を拝見いたしました。

〔委員長退席、理事伊部真君着席〕

これは民間諸団体の発議ではありますけれども、おそらく今まで続けられている自然破壊に

が、通産省でも十分に内田委員の御意見も参考にいたしまして、正しい判断をすることと私考えました。

○加藤進君 原案の第三項を見ますと、こう書いてあります。「開発は、いかなる理由による場合でも、自然の保護と生活環境の保全に優先するものではない。」、ことばをかえますと、自然保護や生活環境を破壊するような開発は許しがたい、こういうふうに私はとり得ると思いますけれども、この理念と精神について、環境庁は一貫してこの方向を今後とも推進していく、こういう御決意でしょうか、その点をお伺いいたします。

○國務大臣(大石武一君) 実は、開発につきまし

ての環境庁の考え方を、午前中のこの委員会で一

部申し上げたのでございますが、加藤委員はおら

れなかつたのでお聞き取り願えませんでしたが、

そのとおりの精神を今後とも持つてまいる考え方でございます。

○加藤進君 四月の二十九日と申しますと、もうすぐでございますが、四月の二十九日、三十日の両日に、九州の南端の鹿児島県志布志で、九州の自然を守る会、こういうような諸団体が集まりまして、九州の自然を守る志布志集会を開催しようとしています。これは環境庁長官にも案内がいつておると思いますけれども、この催しは御存じでしょうか。

○国務大臣(大石武一君) そういう催しがあることは聞いておりますが、案内状はまいっておらないように考えております。

○加藤進君 私も案内状はいただいておりますが、九州の全土から自然を愛するという心ある人が結集する、しかもこの志布志に、二千名以上の方たちが結集されるというわけで、これはもう史上かつてないことだと私は考えております。それだけに、ここに集まられる皆さんの自然保護の熱意が私たちにひしむと読み取れると思うわけでございます。

そこで、経済企画庁に統いてお尋ねいたします。経済企画庁では、いま志布志湾を中心として進められている工業開発、新大陸開発計画、あるいはカッコして試案といつておりますけれども、こういう鹿児島県の開発計画については十分御存じのはずだと思いますけれども、一つ伺います。

○政府委員(岡部保君) ただいま先生のおっしゃいました、鹿児島県の持つております大陸開発計画の試案でございますか、その計画については、その本文を私どもちようだいをいたしております。

○加藤進君 もちろん企画庁には文書がいっていふことを私も存じています。聞きたいのは、このような開発計画について経済企画庁はどういうにお考えになるでしょうか。

○政府委員(岡部保君) 本日午前中に、鶴園先生の御質問にお答えいたしましたわけでございますけれども、ただいまのおつしやいました計画、これは鹿児島県が昨年の十二月に、県内の地域開発調

査室の試案として発表されたものでございます。この計画については、地元でも非常にいろいろな議論を巻き起こしているということを承知をいたしております。

そこで、私ども経済企画庁の立場といたしまして、この問題をどういうふうに扱つておるかといふ点について申し上げますと、私ども、この計画が県の最終的な意思表示ではないという認識でございます。したがいまして、これに対しても正式にどうこうするというようなことは、一切いたしておりません。

そこで一体、経済企画庁としてどう考えておるのかという点でございますが、現段階で、御承知のように新企画計画におきまして、いわゆる遠隔地に大規模工業基地をつくることが、大規模開発プロジェクトの一つのテーマとして示されておるわけでございます。そこで、これは一昨年、たしかに四十五年の暮れに開かれました国土総合開発審議会の場でいろいろ御意見がございまして、そのときに一つの具体的な指示と申しますか、意向が示されたわけでございますが、その際にはつきり出たと申しますことは、この大規模工業基地の適地として一応考えるべきだということに、日本においてますいわゆる北東地域と西南地域と、この二地域があるのではないか。この北東地域と申しますのは北海道、青森県、秋田県あたりを指してあります、わりに広いゾーンでございます。それから西南地域につきましては周防灘、豊後水道を経まして志布志湾あるいは宿毛湾に至る地域、この両方の地域をひとつ具体的に検討してみたらどうかというような御意見であったようでございます。

○加藤進君 もちろん企画庁には文書がいっていふことを私も存じています。聞きたいのは、このような開発計画について経済企画庁はどういうにお考えになるでしょうか。

○政府委員(岡部保君) 本日午前中に、鶴園先生の御質問にお答えいたしましたわけでございますけれども、ただいまのおつしやいました計画、これは鹿児島県が昨年の十二月に、県内の地域開発調査室の試案として発表されたものでございます。この計画については、地元でも非常にいろいろな議論を巻き起こしているということを承知をいたしております。

そこで、私ども経済企画庁の立場といたしまして、この問題をどういうふうに扱つておるかといふ点について申し上げますと、私ども、この計画が県の最終的な意思表示ではないという認識でございます。したがいまして、これに対しても正式にどうこうするというようなことは、一切いたしておりません。

○加藤進君 そうしますと、経済企画庁としましては、志布志湾を含めて西南開発の拠点であると、いうことについては、一定の見解は持っている、こう言つてもいいでしようか。

○政府委員(岡部保君) いまおつしやいました拠点という意味がちょっとよくわからぬのです。が、一応私どもこういう問題で非常に広いゾーンを考えまして、その中で具体的にどういう適地があるかというのを、まあむしろさがしていくと、いってよろしいかと思います。そういうものの考え方でございますが、たとえばいま申しました西南地域でも、日南海岸であるとか、明らかにそういう考え方をとれない地域がございます。

そういう意味で、なぜ志布志湾地域が一つの対象になつたかと申しますと、これは御承知のように、志布志湾というのが非常に湾形がよいと申しますが、たとえば連艦隊が入れたような自然的ないわゆる港湾と申しますか、そういうような考え方から見て一つの利点を持つております。これは事実でございます。したがつて、そういうようなことから、一つの拠点といえば拠点でございましょうが、一つの問題地域としてあげられておるということは事実かと存じます。

○加藤進君 わかりました。

それでは、新大陸開発計画の中身にちょっと立ち至りますけれども、三七ページに入ります。ここにはこう書いてあります。「志布志湾が大型タンカーが入港できる」という利点がある。第二には、「原油の主な輸入先である中近東、東南アジアからの輸送上最短地点にあること」、第三、「今後石油の需要が大きく伸び、将来も石油産業の高成長が見込まれること等の理由から、現段階では企業から積極的な進出意欲を示しているものは「石油産業のみである」、こう書いてあります。そういう、いわば見方というのは、これは県当局だけではなくて、あるいは県の一部局だけではなくて、経済企画庁もまた同様の所見を持っておられるんでしょう。

○政府委員(岡部保君) ただいまの三点おあげになりました問題点でございますが、いわゆる何と申しますか、その自然的な条件等の問題点、それから一つの判断が加わったものと、両方あった

と思います。

まず第一点の、大型タンカーが入港する、しゃすいと申しますか、できるところであるというようあたりは、これは自然条件の与えられておるところでございまして、こういうところに、どういうかこの計画をして、どういうふうに入れられるか別といたしまして、比較的湾入された地域に、しかも水深が相当あるという意味から申しますして、大型タンカーの、入港ではございませんで、入港ですか、しやすい地形であるということは明らかに申せると思います。

それから第二点の、中近東から最短距離にある、この点につきましては、何せ中近東から日本の本土に参ります際に、鹿児島県であるから近くで、それよりも、たとえば四国になつたら遠くなるというような差が、はたしていわゆる運賃の差にまで非常に強くあらわれるかどうかというあたりになりますと、これは疑問がございます。特に非常に大型の、たとえば五十万トンのタンカーをもつて原油を中近東から運んでくるということになりますと、マラッカ海峡を通過できませんし、そういうことでまた距離が伸びる、そういう大距離のうちでの地域差というものはそれほど大きな差があると判断するのは、いささか過大な評価ではないかという感じがいたします。

第三点の、石油産業が非常に意欲があるという点につきましては、これはいわゆる基幹資源型と申しますか、臨海性の装置型の工業——と申しますと、大きく分けまして石油系統か鉄鋼の系統という判断ができるかと存じます。そのうちで、鉄鋼につきましては、現在確かに新たなサイトを望むという熱意はいささか冷え切つておるという感じがいたします。それに対しまして、石油といったしましては、石油業界というところでは、すぐではございませんが、今後四、五年先のことを考えて、新たに立地サイトを要望しておるというのは私ども耳に入れております。

以上の判断でございます。

○加藤進君 重ねて聞きますけれども、とにかく

く、ここへ積極的に進出したいという希望を出しているのは石油産業のみである、こういうふうに

県の試案にはありますけれども、その判断について

○政府委員(岡部保君) 省、そこまでは全くタッ

チをいたしておりませんし、業界がどういう反応を示しておるかということについては伺つております。

○加藤進君 そうしますと、経済企画庁として

は、この試案で出されておるような計画内容について

ふうには、まだ御判断しておられないわけですね。

○政府委員(岡部保君) この試案が十分に実現の

可能性があるかどうかという点になりますと、こ

れは現実に、たとえば一つの地域開発を実施する

といふことにほんとうに踏み切るかどうかという

意味かと存じますが、そういう意味では、まず環

境問題という非常に大きな壁がございます。した

がいまして、現段階で、この計画で、もう十分着

工できるのだというところの見解には全然違して

おりません。

○加藤進君 試案によりますと、石油産業をとに

かくここに誘致する、そうして日産百万バレル

の石油精製を中心として、大隈半島の二市十七町

にまたがる大規模な工業用開発計画を行なう、こ

うありますね。このためにはどのような工業用地

の造成等々が行なわれるかと申しますと、海岸線

は約十五キロ、沖合い二千メートルの志布志湾を

埋め立てる、そうして二千七百三十九ヘクタールの

志布志を中心として行なわれるとしたら、いまあなた

○政府委員(岡部保君) 非常に仮定の入った御質問でございますので、お答えしにくいけれどござりますけれども、現段階で從来の工場プラント

ということを前提にいたしまして、いまのような計画が実施されたらどうなるかということを考えますと、まず、あの周辺は非常に汚染されるであ

らうということを申し上げざるを得ないと存じます。ただ、これが県として、どういう時点で、ど

ういうふうにするというような御計画も、もちろん腹案もお持ちなんでしょうが、この一つの石油工場というものをとりましても、これがどういう

段階で、どのように、言うなれば公害防止でござりますか、それが一切優先するべきだ、人間の生

命でござりますので、お答えしにくいけれどござりますけれども、現段階で從来の工場プラント

ということを前提にいたしまして、いまのような計画が実施されたらどうなるかということを考えますと、まず、あの周辺は非常に汚染されるであ

らうということを申し上げざるを得ないと存じます。ただ、これが県として、どういう時点で、ど

ういうふうにするというような御計画も、もちろん腹案もお持ちなんでしょうが、この一つの石油工場と、いうものをとりましても、これがどういう

段階で、どのように、言うなれば公害防止でござりますか、それが一切優先するべきだ、人間の生

までもなく、生活環境そのものにも重大な影響があるということはお認めいただくわけですね。

○政府委員(岡部保君) そのあたりが、いささかおことばを返すようなあれになりますが、非常に問題だと思っております。私自身いろいろこう

いう開発の問題を取り扱っておりますが、先ほども、自然保護憲章でございますか、の話がありま

したが、開発というの、自然の保護、保全と申しますが、それが一切優先するべきだ、人間の生

活が優先するべきだ、これはまさにそのとおりだと思います。

そこで、私どもいま一番頭を痛めておりますのは、そういう自然保護であり、人間生活の亂れを

生じさせないようにということを考えながら、しかも開発というのをしていくために一体どうし

たしております。たとえば、あそこの海域で海流等から考えまして、工場廃棄物による直接の汚染

があつたならば、その周辺にどのくらいの汚染の範囲が広がっていくのか、あるいは、あの辺のい

わゆる大気汚染がどういうふうに広がっていくのか、そういうような意味で、たとえば海流であり

ますとか、風でござりますとか、そういうような

自然の条件の調査は現在していける最中でござりますが、そういうようないろいろな条件を問題にし

なければならぬと存じます。ただ、先ほども申しましたように、現段階で、現在あるような一つの石油精製の大規模な工場があそこに進出したなら

一とおりによると、公害があるとかなんとか、いろいろな問題があると思いますが、比較的公害の軽

い系統の工業だと存じます。いまの石油系統の工

場につきましては、現段階で、現在あるような工

場があそこにぱっと移るということを考えました

ならば、明らかに汚染が激しくなるということであらうかと存じます。

○加藤進君 一言で言えば、現在のような状況のもとで、ここに工業開発が行なわれる、大規模な

工業開発が行なわれるとなれば、自然環境は言う

までもなく、生活環境そのものにも重大な影響があるということはお認めいただくわけですね。

○政府委員(岡部保君) そのあたりが、いささか

おことばを返すようなあれになりますが、非常に問題だと思っております。私自身いろいろこう

いう開発の問題を取り扱っておりますが、先ほども、自然保護憲章でございますか、の話がありま

したが、開発というの、自然の保護、保全と申

の点は。

○政務委員(岡部保君) どうも話を少し脱線させてしましましたので、この志布志の問題につきましては、現況で、あそこに、いまの県の試案にありますような膨大な埋め立て地——これは一部が当然陸続きになると思いますし、しかも、比較的浅いところに相当な埋め立て地ができるということがありますれば、当然、あの周辺の海流なり、等々の自然条件が非常に変わってくる。これがまず、考えられるところでは、マイナスの方向に働くであろうということは確かと存じます。したがって、もしもああいうものをあすに何か考へるという場合に、一体どういう計画を立てたらいかというのに、もう少し検討をしていただきたいというのが率直な意見でございます。

○加藤進君 ありがとうございました。
そこで、文化庁の方にちょっとお尋ねしたいのですけれども、この地域は国定公園ですね。国定公園の地域に入つておりますので、この国定公園の価値の一つの中に、肝属平野に非常に多くの古墳群がある。いわば埋蔵文化財がここには非常に広範囲に存在するということが出でるわけですが、ありますけれども、文化庁から、その点について、どのような埋蔵文化財がここにあるのか、その歴史的あるいは学術的な価値はどんなものであるかということを、簡単でつこうですけれども、御説明願いたい。

○説明員(古村澄一君) いま御議論の中心になつております志布志湾一帯におきましては、文化財が埋蔵文化財として約七十件ござります。それで、その中で史跡として指定しておりますものとして、横瀬古墳、あるいは唐仁古墳群、塙崎古墳群といったようなものがございまして、これはそれぞれ群体として、古墳の非常に数多い群体として価値がある、あるいは大きな古墳として価値があるなどと、うなことで指定をしておるわけでござります。その七十件のうちのその他の埋蔵文化財につきましては、これは昭和三十六年に調査をいたしたものでございまして、これがどういう価値があるかといふことは、表面調査の結果しかつておりませんので、現在のところ、それぞれ

値があるかということは、表面調査の結果しかつかんでおりませんので、現在のところ、それぞれ

についての価値の判断はいたしておりません。したがつて、今日においても十分な発掘調査が行なわれていないという状況を見るなら、もしこそ儀性になりはしないかという点でお尋ねをしておるわけなんです。そうしますと、文化庁としては、この埋蔵されておる古墳群をはじめとする文

化財について、まだ十分な研究あるは調査は進められない、こういう状況にあると受け取っていいんでしょうか。

○説明員(古村澄一君) 史跡指定してある以外の文化財につきましては十分な調査が行き届いていないといふことでござります。したがいまして、こういった開発計画が試案として出されましたの

で、昭和四十七年度におきまして、ここにおきます埋蔵文化財のそれぞれの性格調査をやるということにいたしております。

○加藤進君 私からあえて説明を申し上げるのは何ですけれども、この地域に埋蔵されておる文化財の価値といふ点につきまして、専門の学者諸君は一致して次のような点をあげています。

その一つは、大和朝文化と南方系の熊襲、隼人などの生活や文化と接触地点に当たる特異の文化を形成するものである、これが第一点。したがつて、大和朝の文化から言うと、その文化の最南端に当たる、そうしてまた、熊襲あるいは隼人の生活や文化と接触する、こういう特異の地域がここにある、こう言われています。

それからもう一つは、志布志湾を通じて、南方、特に中國との間の文化交流がきわめて古い時代から行なわれてきたというような意味の重要性がここにある。こういう点が第二点になつていま

いてありますか。文化財を保存し、かつ活用をはかる、これが文化庁の目的でしよう。これは何

も、その開発計画があるからといって遠慮する必

要はないと思う。まずもって、古代文化をあなたたちが保存し、守って活用していく、国民の今後

の発展のために役立てていく、これが文化庁の仕事でしよう。どうもあなたの答弁によると、そ

ういうふうに言われております。しかしわざまえた上で文化保存で

行なわれていないという状況を見るなら、もしこそ儀性になりはしないかという点をお尋ねをしておるわけなんです。そうしますと、文化庁として

は、この埋蔵されておる古墳群をはじめとする文

化財について、まだ十分な研究あるは調査は進められない、こういう状況にあると受け取っていいんでしょうか。

○説明員(古村澄一君) これまでお尋ねしたの

で、昭和三十六年から三十八年にかけて調査した結果、十四万カ所というのが

埋蔵文化財の包蔵地であるというふうに調査結果が得出たわけでございます。しかしながら、その後

の開発で、開発といいますか、いろんなことか

ら、知られなかつたものが非常にたくさん出てき

たということから、これの再調査——一体この埋

藏文化財といふのは地面の下にございますので、

この調査は非常に困難でございますが、それをま

ず把握することが必要であるということから、全

国的な埋蔵文化財の包蔵地の再調査を昨年度から

やり始めております。そういうことで、とにかく埋蔵文化財がどこにあるかということを、まず

把握し、その次に、その文化財の性格がどういうものであるかということを判断し、そしてそれに

よつて、残すべきものについては早急に史跡の指

定をしていくというのが、現在の文化庁のとつて

いる態度でございます。

○加藤進君 時間がありませんから、要望だけし

ておきます。

それから第三点としましては、この志布志湾と

丘がずっとこの湾を取り巻いている。砂丘の背後には、古い時代から水田が開発されている。こう

いう点では、南九州における唯一とも言つていい

わば宝が眠つておるところだと思う。この宝をわ

われわれがほんとうに開発し研究して、そつしてこれがわれわれのあとに受け継いでいく、これが私たちの仕事ではないかと思う。その意味で文化庁の存在意義もまたあるという点で、ひとつ、ぜひ十分な御努力を払っていただきたい。

そこで、環境庁の自然公園関係のどなたか、いらっしゃいましょうか。ではちょっとお尋ねします。この志布志湾沿岸一帯が国定公園に指定されたのはいつでしょうか。

○政府委員(首尾木一君) 昭和三十年六月一日が指定年月日になつております。

○加藤進君 これは国のほうから進んで指定したものでしようか。それとも、鹿児島県のほうから要請があつて指定になつたのでしょうか。

○政府委員(首尾木一君) 自然公園法によりますと、国定公園の指定は都道府県の申し出に基づきまして指定をすることになつております。この例につきましても、この地区につきましては鹿児島県からの申し出に基づきまして指定を行なつたものでございます。

○加藤進君 私は、当時の文書も読ませていただきまつたけれども、鹿児島県としては、ここは鹿児島の誇りだ、こうして指定の要請をしたと書いてある。そういうところがいまや開発の対象になりましたけれども、鹿児島県としては、ここは鹿児島の最も重要な特徴というのを簡単にあげていただきたいと思います。

○政府委員(首尾木一君) 日南海岸国定公園の志布志地区につきましては、これは砂浜、砂丘、そしてそこにはえでおります大きな黒松の林がござりますが、それが一つの特徴点であります。それからさらに、枕崎島等におきましてはピロウ樹等の亜熱帯植物群落があります。そういうふうな海滨景観というものが、この地区の特徴になつております。

○加藤進君 あまり簡単に要約されたので、特徴が十分に浮かび上がってこないわけですねども、私はこういうふうに、その当時の文書、皆さ

んのお持ちになる文書の中で読み取っているので

れています。しかも、今日に至るまでこの状態がこの地域の人たちの努力によって十分に保存されつつある。しかも、観光資本もまだ入ってきていない。荒らされていない。こういう自然と文化生活の状況がここにある。こういう点が私は、はつきりできると思うのですけれども、その点の御意見はいかがでしょうか。

○政府委員(首尾木一君) 先生の仰せのとおりとお考えおります。

○加藤進君 そこで、環境庁長官、お尋ねいたしましたが、先ほど他の委員からの質問に答えられておりますね、まあその点を私ちょっとお聞きしたいわけであります。最初に環境庁に對して、おそらく環境庁の前でございましたけれども、鹿児島県がこの地域指定の解除を依頼してきた、こういふ事実があるわけですね。

○国務大臣(大石武一君) これは、たぶんそうだろうと私は思うんですが、まだ明確でない。私のほうが聞き方もへたなせいですが、事の起りこりは、去年の何月でありますか、秋であります。が、十一月かなにか忘れましたけれども、鹿児島県知事が見えられまして、今度鹿児島県としては、このようなりっぱな観光地をつくるとか、このような穏やかな自然保護の環境をつくるぞといふふうな、いろんなな話がありまして、一応けつこうなお話をつくるとか、このよ

うふうな、いろいろな話がありました。一応けつこうなお話をつくると思つて、うんうんと聞いておられたのですが、それにどういう含みがあるか私はわかりませんでした。ところが、一月ばかりたつてからでしようか、副知事が見えまして、そして知事がいろいろとこの開発のことをお話し申し上げましたのでと言うので、まあそ

うふうな、いろんなな話がありました。主としまして陳情書といつたような形で出てくるというような形になつておりますが、陳情書といったような形のものは、書類としてあがつてまいらないのが普通でございます。主としまして陳情書といつたような形で出てくるというような形になつておりますが、陳情書といつたような形のものも、まだこれについては出ておらないわけでございます。先ほど長官からお話しになりましたことに対応いたしましたが、自然保護局のほうにも副知事あるいは知事のほうからお話をございました。そのときのお話は、やはりこの大隅開発計画を実施するためにこの地区的解除をお願いをしなければいけない、

これが破壊されるという危険な事態が起こりかねない、こういう点から見て、環境庁長官の御判断と御決意をひとつ承りたい。

○国務大臣(大石武一君) とにかく、もやもやしていました。私自身も志布志湾そのものを見ていましたが、とにかく意思表示らしいものはありましたので、一応どういう状態であるか知りたいと思いました。で、できるだけ志布志湾についての認識を深めてまいるように努力してま

す。

こういったようなお話を聞いたように受け取つておるわけでございまして、そのあたりのところ

つ、その前提として、この志布志湾の解除をしてもらいたいというようなお話をありましたから、ああそうか、私はそういう意味では聞かなかつたけれども、まあ君の話だから聞いておくと、

いたわけです。その後どのくらいいたましたか忘れましたが、知事が、たしかこれを私に持つてまいりまして、一応県としてはこのような案を考えてみました、これはまだ試案の段階であります

が、よくひとつ見てやつてくださいと置いていたんです。ですから、これは単なる部長の案ではないと思う。知事が部長の案を、部長がかつてつくったものを、持つてくるわけはありませんし、また、部長にこれだけの膨大なものをつけただけの金を使わせる、一個人にさせるはずはないと思う。ですから、当然これは、県知事が私のところに、県で一応つくつてみましたと持つてきました。これは県の考え方だと思うんです。私は間違なくそう思います。持つてきましたので、一応預かっておいただけのことです。

○加藤進君 それで、長官、やはり重ねてお尋ねしながら、やはりこれは環境庁長官の許可がなければできないわけですから、そういうことで解除の許可を求めてきたんだと私は思っています。

○加藤進君 そこで、お聞きしたいのは、その解除の理由について、はつきり環境庁としてはどのような内容として受け取つておられるのか。

○国務大臣(大石武一君) 私のところに来ましたのは、これは私、あのとき話は聞かせんでした

が、それで海を埋めたり、いろんなことをするわけですか、やはりこれは環境庁長官の許可がなければできないわけですから、そういうことで解

除の許可を求めてきたんだと私は思っています。

○加藤進君 それでは、長官、やはり重ねてお尋ねしながら、なぜこの地域の問題としてはどう

対処するか、こういう環境庁としての意向が出てくるわけだと思いますけれども、その点について前々からある程度御答弁はいただいております

が、あまり公式的とは言えないかも知れぬけれども、意思表示はあった、指定解除方の意思表示はあった。なれば、これについて環境庁としてはどう対処するか、こういう環境庁としての意向が出てくるわけだと思いますけれども、その点について前々からある程度御答弁はいたいでありますけれども、私が以上申し上げましたような、さまざまこの地域における美しいもの、よきもの、これが破壊されるという危険な事態が起こりかねない、こういう点から見て、環境庁長官の御判断と御決意をひとつ承りたい。

○国務大臣(大石武一君) とにかく、もやもやしていました。私自身も志布志湾そのものを見ていましたが、とにかく意思表示らしいものはありましたので、一応どういう状態であるか知りたいと思いました。で、できるだけ志布志湾

についての認識を深めてまいるように努力してま

いました。私自身も志布志湾そのものを見ていましたが、まだ機会がありませんで参りかねておりますが、職員もこっちへ出てまいり

ましたし、調査してまいりましたし、その他いろいろマスコミ関係の人々にも出張のたびにそれをお願いをして、いろいろな考え方、見方というものを聞いたりしておりました。また、地元の数多くの人々から、ずいぶんと開発に対する反対の陳情を受けております。これにつきましても、いろいろとの実態というもの、あるいは住民のものを考え方というものを、できるだけ自分としては確かめておつたわけあります。そういうことから、現在の段階としては、これは何としても日本のすばらしい自然として残してまいりたいという私の考え方でございます。

○加藤進君 私が一番最初に自然保護憲章のことをお申し上げましたのは、以上のような環境庁としののはつきりとした御決意をお聞きしたかったからにはかならないわけでありまして、その点から申しますと、環境庁長官のただいまの御発言は、現在のような、また、私ないしほかの委員からの質問にありましたような状況であるなら、この指定の解除ということについてはしないと、こういうふうに受け取つてもいいかと思ひますけれども、その点はどうでしようか。

○国務大臣(大石武一君) 私は、まだ、するとかしないとか、はつきり私から申し上げる段階でないと考えておりますが、私自身の気持ちは、いま申し上げたような考えであります。ただ、先ほど申し上げましたが、これを開発するだけの、それに値するだけの意義があると、そうして、そのことによつて、企業がもうかるもうからないは別の問題ですが、地域住民に大きな幸福を与えるということが確実であり、すっかり証明されて、地域住民のほとんど全部がそういうことを希望するというならば、そういう段階ならば私は別に解除しても差しつかえないと思います。私個人の気持ちは、判断は別にしても、思ひますけれども、たとえば、そこに何千人かの漁民、したがいまして何万人かの家族がおります。こういう者は、漁業をやって初めて人間としての生存ができる、生活ができるわけです。漁業を離れたらほとんど全

部だめになると思う。漁師がそれ以外のサラリーマンになつたり、あるいはカフエーをやつたり、あるいはパチスコへ行って生活がいいはずがないのです、これは。ですから、この計画を見ますと、数百メートルこの海岸を埋め立てるのです。石油の十万トンのシーパースができる、港ができるとなりましたら、間違いなくここは漁場でなくなります、これは完全に。したがいまして、その漁民に、何万人の家族に、どのようにしてこれを納得させるのか、生活を確保させるのか。というのは、漁民といふものは漁業をやって初めて生活が立つのですから、そういうことを考えただけでは問題にならないと思うのです。その他の背景地のこととか、いろんなこともありますけれども、そことはだめでございませんとか、あるいは何とかということを考へて、いまはつきり自分としてはこれはだめでございますとか、あるいは何とかとすることは申し上げませんが、私の考へとして、これはどうてい実現不可能であろうと判断しておりますし、私自身、環境庁長官という立場からも、これは何としてもつぱな国定公園、あるいは国立公園として守つてしまいたいという信念であります。

○加藤進君 最後に、私自身も、どんな開発もダメだ、どんな開発だって自然が破壊され、人間生活に影響があるからだめだなどというような、やぼったい議論を申し上げているわけではありません。しかし、ここで試案として出されておるような開発につきましては、いま長官がおつしやいましたような意味で、これはもう自然破壊につながり、生活そのものを脅かす開発計画である、こういう点ははつきりできると思う。したがつて、私たちが希望する開発というのは、たとえば、公害のない、あるいは災害の起こらないような平和な産業を誘致する、また、地元の雇用関係に非常にそのため役立つような意味の開発なわけである。また、この地域の一番おもな産業である農業、漁業、林業、こういう産業の発展につながるような地域の開発計画なら、それもけつこうだと。それから最後に、ここに埋もれている祖先の

文化財、あるいは自然をしっかりと守るような、そのような開発であるならわれわれも賛成だ。こ

ういう意味で、私は、おそらく長官のお気持ちと、そう変わらないと思いますけれども、そのよ

うな開発であるならともかく、今日まで進められ

ておるような試案の開発計画についてはどうして

も反対しなくちやならぬ、こういう決意でござい

ますので、環境庁長官といたしましても、ひとつ

政府に強くそのような方向での御努力を賜わるよ

う希望いたしまして、質問を終わります。

○理事(伊部真君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

第一〇八三号 昭和四十七年三月十四日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 東京都足立区小台二ノ二三ノ一〇
南木保外三十三名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十七年三月十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 福岡県三井郡大刀洗町大字三川五
四三 原義雄外二百五名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩獵者団体法制定に関する請願(第一〇四三号)(第一〇六九号)(第一〇八三号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一〇〇〇号)(第一一〇一号)(第一一一四号)

第一〇九八号 昭和四十七年三月十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 静岡県小笠郡大浜町大坂一、二二二
二小笠獵友会内 永坂昭一外二百九十八名

第一〇九九号 昭和四十七年三月十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 宮崎県都城市早鈴町一六ノ二五
中村政吉外二千百二十八名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇四三号 昭和四十七年三月十三日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 北九州市門司区大里戸ノ上一ノ一
ノ五門司獵友会内 浜田順治外百八十八名

第一〇六九号 昭和四十七年三月十四日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野口町名倉一〇
八十八名
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇九九号 昭和四十七年三月十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 宮崎県都城市早鈴町一六ノ二五
中村政吉外二千百二十八名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和四十七年三月十五日受理
狩獵者団体法制定に関する請願
請願者 宮崎市天神町二ノ三一 神谷惣松
外二千二百七名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

昭和四十七年五月十七日印刷

昭和四十七年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N